



新潟産業大学

Niigata Sangyo University

自己点検・評価報告書

2021(令和3)年度

点検対象期間:2016(平成28)年度～2020(令和2)年度

全学自己点検・評価委員会

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第1章 理念目的	・・・・・・・・・・	2
第2章 内部質保証	・・・・・・・・・・	6
第3章 教育研究組織	・・・・・・・・・・	12
第4章 教育課程・学習成果	・・・・・・・・・・	15
第5章 学生の受け入れ	・・・・・・・・・・	38
第6章 教員・教員組織	・・・・・・・・・・	48
第7章 学生支援	・・・・・・・・・・	55
第8章 教育研究等環境	・・・・・・・・・・	68
第9章 社会連携・社会貢献	・・・・・・・・・・	77
第10章 大学運営・財務		
第1節 大学運営	・・・・・・・・・・	83
第2節 財務	・・・・・・・・・・	90
改善活動に向けて	・・・・・・・・・・	92

はじめに

本学は、「本学の理念・目的を実現する上で、本学の教育研究及び社会貢献に関わる諸活動の質が、適切な水準に達していることを、本学自らの責任において保証するシステムを構築し、恒常的・継続的に質の向上に取り組む。」ことを「内部質保証に関する方針」として掲げている。また、その内部質保証の有効性を検証するために、本学「学長・副学長等会議」が組織する「全学自己点検・評価委員会」及び経済学部・経済学研究科・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施することとしている。このことは、「新潟産業大学学則第2条」及び「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」にも定めるところである。

今般（2021（令和3）年度）、「（図表）新潟産業大学の内部質保証体制構築の取り組み」「（図表）2021（令和3）年度 新潟産業大学 自己点検・評価実施体制」「2021（令和3）年度新潟産業大学 全学自己点検・評価実施要領」を教職員に周知し、全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を「新潟産業大学自己点検・評価報告書 2021（令和3）年度」としてまとめたので、これを公表する。

2022（令和4）年3月

新潟産業大学 全学自己点検・評価委員会

（年表）全学的な自己点検・評価の実施及び第三者評価（認証評価）結果

1997（平成9）年度 全学自己点検・評価実施

2000（平成12）年度 全学自己点検・評価実施

2001（平成13）年度 外部評価

2007（平成19）年度 全学自己点検・評価実施

（同年7月 局地激甚災害中越沖地震被災 2008年度大学評価受審見送り）

2009（平成21）年度 全学自己点検・評価

2010（平成22）年度 大学基準協会による大学（認証）評価受審

評価結果：大学基準適合認定（期間：2018（平成30）年3月31日まで）

2016（平成28）年度 全学自己点検・評価実施

2017（平成29）年度 大学基準協会による大学（認証）評価受審

評価結果 大学基準適合認定（期間：2021（平成33）年3月31日まで）

2020（令和2）年度 大学基準協会による再評価（大学評価）受審

評価結果 大学基準適合認定（期間：2025（令和7）年3月31日まで）

2021（令和3）年度 全学自己点検・評価実施

第1章 理念・目的

【大学基準1】

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目1-1】

大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
2	大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

1947（昭和22）年6月2日、創立者下條恭兵は、「戦後日本の再建・発展と平和で幸福な社会の建設は、一にかかって若い人材の育成に在り。」との使命感から私財を投じて、新潟産業大学の前身である柏崎専門学校を設立し、その人材育成の目的を「主体的自我の確立」とした。これが、本学の建学の精神である（資料1-1-1[Web]）。

この建学の精神は、柏崎短期大学（学制改革により1950（昭和25）年設立）、新潟短期大学（1958（昭和33）年 名称変更）、そして新潟産業大学（1988（昭和63）年4年制大学へ改組転換）へと継承され、大学の教育理念として、「人格の陶冶を通して主体的自我を確立し、新しい時代感覚をもって社会に貢献する人間を育成する。」と掲げ（資料1-1-2[Web]）、大学の目的として、学則に「新潟産業大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の教育研究を行うとともに、高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、併せて、広い視野で思考できる豊かな教養と高い道徳を身につけた、地域社会に有為な人材を育成する。」と定めている（根拠資料1-1-3 第1条）。

本学の理念・目的の核である「主体的自我の確立」「地域社会に有為な人材を育成する。」にもとづき、「地域社会や企業を主体的に力強く支える人材の育成」をミッションとして掲げている。

本学は、このミッションを遂行し、地域社会につぎの3つの価値を創出する「地域実践教育の大学」を目指している。

①地域課題の教育研究

本学の教育研究の柱である経済学、経営学、文化経済学の立場から、常に新しい時代感覚をもって、地域の産業、社会、文化、歴史・芸術等を研究し、地域が抱える課題を捉え、課題解決に取り組む。

②地域振興への参画

地域を教育・研究のフィールドとし、地域課題の研究・調査、課題解決型の教育の展開、さらに学生ボランティア活動や部活動等の正課外活動を通じて、地域振興を目的と

する事業や行事に参画する。

③地域の未来人材の育成・輩出

「将来的に消滅する可能性」の危機にある地方の地域社会にとって、未来人材の育成と定着は最優先の課題であり、それは本学のミッションと合致するものである。

地域の若者の大都市立地大学への流出を抑制し、また地域外から若者を迎え入れ、安定的に卒業生を地域に就職定着させる。

この地域実践教育の人材養成の目的は、経済学部目的、経済学部経済経営学科の人材養成の目的、文化経済学科の人材養成の目的、経済学部経済経営学科通信教育課程の目的、大学院経済学研究科の目的として、つぎのとおり適切に定めている（資料 1-1-3、1-1-4、1-1-5）。

【経済学部目的】

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、経済学、経営学、文化経済学の学問分野を柱として、地域及び社会、経済の課題に取り組む実践的な教育研究を行い、その成果を活かすことのできる人材を育成する。

○経済学部 経済経営学科の人材養成の目的

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、経済学と経営学の教育を通して社会人としての経済理解と社会理解を涵養し、地域経済や企業のおかれている状況を判断する能力と、経営を遂行するための実務能力、課題解決のための立案能力をもった人材を養成する。

○経済学部 文化経済学科の人材養成の目的

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、文化経済学の観点から日本や諸外国のさまざまな文化を文化的財として捉え、新たな文化産業の可能性、さらには地域経済や地域社会の再生、発展について、企業・非営利組織・行政等の関連を視野に、理論的かつ実践的に追究しうる能力をもった人材を養成する。

○経済経営学科通信教育課程の目的

経済学・経営学分野に関する教育研究を通して、「経済学・経営学分野に関する基礎的・基本的な知識と課題を探求し解決する能力を習得させ、経済活動を主体的・創造的に実践できる能力を育てる」ことを教育研究上の目的とする。

○経済経営学科通信教育課程の人材養成の目的

幅広く深い教養及び主体的な判断力と豊かな人間性を身に付け、経済学分野と経営学分野に関する専門的な知識及び経済活動に必要な法規に関する基礎的な知識の習得のもと、経済活動に関する諸課題に対して、研究的手法を用いて解明し、その成果を経済活動に活かすことのできる人材を養成する。

【大学院経済学研究科の目的】

新潟産業大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、高度で専門的な経済学、経営学の理論及び応用の教授研究を通じて、地域経済および地域社会の振興発展に寄与する高度専門職業人、指導的産業人を育成する。また、東アジア諸国・地域からの留学生を積極的に受入れ、東アジア諸国・地域が抱える多様な課題についての総合的な理解のうえに、我が国とりわけ地域社会と東アジア諸国・地域との友好的・持続的発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

○経済学研究科（修士課程）の人材養成の目的

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

【点検・評価項目 1-2】

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
2	教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の建学の精神、教育理念、教育目標は、大学ホームページに公開している（資料 1-1-1[Web]、1-1-2[Web]）。また、大学の目的、経済学部の目的、経済学部経済経営学科の人材養成の目的、文化経済学科の人材養成の目的を新潟産業大学学則に定め（資料 1-1-3[Web] 第5条 第2項・第3項）、大学院経済学研究科の目的は、新潟産業大学大学院学則（資料 1-2-1[Web] 第1条）に定め大学ホームページに公表するとともに、「履修の手引き（Course Guide）」（資料 1-2-2 p.1）及び「大学院ガイドブック」（資料 1-2-3 p.2）に掲載し、新年度ガイダンスにおいて学生、教職員に配付し周知している。

また、経済学部経済経営学科通信教育課程の目的は、新潟産業大学通信教育部規程（資料1-1-4 [Web] 第4条）に定め、ホームページに公表している。

【点検・評価項目 1-3】

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
2	認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は2019（令和元）年に「学校法人柏専学院経営改善計画2019年度～2023年度（5ヶ年）」を策定し、同年7月2日理事会決定している。本計画においては、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」として、点検・評価項目1-2においても記述したように、3つの価値を創出する「地域実践教育の大学」を目指している。この将来像実現のために、「教学改革」「学生募集対策と学生数・学納金等」「外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等」「人事政策と人件費の削減」「経費削減」「施設等整備」の6分野に関する5ヶ年の実施計画を策定し、PDCAサイクルを回す組織体制のもと進めているところである（資料1-3-1）

2. 長所・特色

近年、我が国の少子化、18歳人口の減少は急速に進み、さらに地方にあっては、若者の大都市流出、高齢化が顕著であり、地方全体が衰退しようとしている。このような環境変化の中で、地域社会に定着し地域社会の発展に貢献する若者を育成する必要性が高まっており、本学の理念、目的にもとづき、ミッションを遂行し達成することは、重要かつ意義あることである。

本学は、通学課程1年次・2年次必修科目「地域理解ゼミナール」や3年次・4年次の「ゼミナール」にフィールドワークを取り入れ、地域課題の理解、課題解決に散り組んでいる。また、通学制とは教育方法を異にし、すべての授業科目をオンラインで行う通信教育課程においても、全国5ヶ所を巡りながら地域課題に取り組み実践力を養成する「さとまなプログラム」という教育プログラムを実施しており（根拠資料1-1-6[Web]）、通信教育課程設置初年度の2021（令和）年度から3人の学生がこのプログラムに取り組んでいる。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

- ① 建学の精神、教育理念、大学の目的、ミッションと連関する学部の目的、大学院の目的、教育研究上の目的、人材養成の目的を定め、これを社会に公表するとともに、学生、教職員に周知している。
 - ② 「学校法人柏専学院経営改善計画2019年度～2023年度（5ヶ年）」を策定し、地域社会に対して3つの価値を実現する「地域実践教育の大学」を目指している。
- 以上のことから、本学は理念・目的において大学基準を充足していると評価する。

第2章 内部質保証

【大学基準2】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目2-1】

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、本学の理念・目的を実現するために、つぎのとおり内部質保証に関する方針」を定め、大学としての基本的な考え方、内部質保証の推進に責任を負う全学的な内部質保証の体制、内部質保証の有効性の検証及び改善活動による自己点検・評価の実質化、自己点検・評価等の公表について明記し、ホームページ公表している（資料2-1-1[Web]）。

内部質保証に関する方針

1. 方針

本学の理念・目的を実現する上で、本学の教育研究及び社会貢献に関わる諸活動の質が、適切な水準に達していることを、本学自らの責任において保証するシステムを構築し、恒常的・継続的に質の向上に取り組む。

2. 内部質保証の体制

①大学全体の内部質保証

大学全体の内部質保証については、学長のリーダーシップのもとに、「学長・副学長等会議」が担う。

②経済学部・経済学研究科・その他組織の内部質保証

経済学部及び経済学研究科並びにその他組織の内部質保証については、「学長・副学長等会議」の指針のもとに、経済学部教授会、経済学研究科委員会、その他の組織の会議が質保証会議として、これを恒常的、組織的に推進するとともに、「学長・副学長等会議」に報告する役割を担う。

3. 自己点検・評価及び第三者評価

内部質保証の有効性を検証するために、「学長・副学長等会議」が組織する「全学自己点検・評価委員会」及び経済学部・経済学研究科・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施する。

また、内部質保証の有効性を客観的に検証するために、認証評価機関による大学評価を受審するとともに、必要に応じて外部有識者の点検・評価を受ける。

4. 自己点検・評価の実質化

自己点検・評価の結果及び第三者評価の提言、指摘事項等は、改善状況を点検し、本学の教育研究及び社会貢献に関わる諸活動の質の向上に結びつける。

5. 自己点検・評価等の公表

本学は、社会に対する説明責任を果たすために、自己点検・評価の結果及び認証評価機関による大学評価の結果を公表する。

制定 2016年4月1日

改定 2019年9月1日

【点検・評価項目 2-2】

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
2	全学内部質保証推進組織のメンバー構成

2019（令和1）年8月、学長・副学長等会議において、「内部質保証に関する方針」及び学長・副学長等会議規程、自己点検・評価に関する規程」改正について検討し、2019（令和1）年9月2日経済学部教授会において、内部質保証に関する方針の改定、学長・副学長等会議規程の改正、自己点検・評価に関する規程」改正案について説明し、同年9月11日経済学部教授会の意見聴取を経て学長が決定した。

具体的には、新潟産業大学学長・副学長等会議規程第2条の2所管事項として「内部質保証の構築」と定めている（資料2-2-1）。また、「内部質保証に関する方針」の「2. 内部質保証の体制」に明記してあるとおり、大学全体の内部質保証の推進に責任を負うのは、「学長・副学長等会議」である。経済学部、経済学研究科、その他組織の内部質保証は、それぞれ経済学部教授会、経済学研究科、その他の組織の会議体が担う。

学長・副学長等会議の構成員は、新潟産業大学学長・副学長等会議規程に（資料2-2-1 第3条）、経済学部教授会の構成員については、新潟産業大学経済学部教授会規程に定めている（資料2-2-2 第2条）。

【点検・評価項目 2-3】

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
------------------	--

1	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
2	方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3	全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
4	学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5	学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
6	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
7	点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、経済学部、経済学部経済経営学科、経済学部文化経済学科、経済学部経済経営学科通信教育課程、大学院経済学研究科の人材養成の目的を達成するために、学位授与方針を定め、学位授与方針にもとづき、学生が卒業及び修士課程修了するまでに身につけるべき資質や能力を習得するための教育課程編成・実施の方針を定めている。また、学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針にもとづいて、本学経済学部が求める人材像、入学までに学んで欲しい内容を学生の受け入れ方針として定めている。

大学全体に関わる事項の内部質保証の有効性の検証、教育活動の内部質保証の有効性の検証、授業内容・方法の内部質保証の有効性の検証を行うために、3年周期で、学部・研究科その他の組織を含めて、全学自己点検・評価を実施し（資料2-3-1 第4条）、自己点検・評価を実質化し質の保証・向上に結びつけるために、自己点検・評価の結果及び第三者評価の提言、指摘事項等の改善活動を行っている（資料2-3-2）。

また、文部科学省（高等教育局私学部参事官）の学校法人運営調査の指摘・助言事項に関しては、2018（平成30）年度に経営改善計画を提出し、2019（令和元）年度以降毎年実施管理表等により改善の進捗状況を報告している。2021（令和3）年度設置が認可された経済経営学科通信教育課程の設置計画履行状況についても適切に報告している。

点検・評価の客観性、妥当性の確保に関しては、公益財団法人大学基準協会による大学評価を受審している。2020（令和2）年度再評価（大学評価）を受審し、大学基準適合の認定をうけている。次回の大学（認証）評価受審は、2025（令和7）年度を予定している。

【点検・評価項目2-4】

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2	公表する情報の正確性、信頼性
3	公表する情報の適切な更新

学校教育法施行規則第172条の2に定められている公開すべき教育研究活動や諸活動情報の公開については、「学校法人柏専学院情報公開規程」を制定し、当該規程に則り積極的に公開するよう努めている。具体的には、大学ホームページに「情報公開」ページを設け、求められる情報に、容易にたどり着けるようにしている。掲載している情報としては、学校教育法施行規則に規定するもののほか、私立学校法等に基づく財務情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書、解説等）や、事業計画、事業報告等である（資料2-4-1[Web]）。

また、専任教員の個人情報については、大学ホームページ内に「専任教員紹介」として個々の教員の教育研究情報を公開しているほか、教育に関する情報として、授業シラバスを全科目Web公開しており、各々担当教員の授業科目内容の詳細を確認できる。

自己点検・評価結果については認証評価における自己点検・評価報告書及び評価結果を大学ホームページに掲載し公開している。

以上の公開情報については、毎年度5月から6月にかけて更新し、社会に対する説明責任を果たしている。

【点検・評価項目 2-5】

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
2	点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
3	点検・評価結果に基づく改善・向上

2017（平成29）年度認証評価結果において、一層の改善が期待される事項として「「規程に従い自己点検・評価を行ってはいるものの、その周期は認証評価に備えた7年に1度に限られており、大学全体として定期的な自己点検・評価を実施しているとはいえない。」との提言を受けた。

本学は、2020（令和2）年度大学評価（再評価）受審に向けて、改善活動を行う中で、2019（令和元）年9月1日、新潟産業大学自己点検・評価に関する規程を改正し、同規程第4条第1項に「全学的な自己点検・評価は、原則として3年の周期で行うこととする。」と明記した（資料2-3-1）。

また、2020（令和2）年度再評価（大学評価）結果の総評において、「全学的な自己点検・評価については、2021（令和3）年度の実施予定としているが、評価プロセスやスケジュールの明確化ができていない状態にあることから、これらについて早急に取り組むほか、点検・評価とその結果に基づく改善・向上を適切に図ることが望まれる。」とされたところ、全学自己点検・評価委員会において内部質保証システムを点検評価項目に含む「全学自己点検・評価実施要領」を作成し、予定どおり2021（令和3）年度において、全学自己点検・評価を実施した。

自己点検・評価においては、大学基礎データを作成するとともに、大学基準協会の「大

学評価ハンドブック（2021（令和3）年改訂）」の「点検・評価報告書 記述の注意点と根拠資料例（大学評価）」を参考にし、適切な根拠（資料、情報）の使用に努めている。

自己点検・評価を実質化し質の保証・向上に結びつけるために、自己点検・評価の結果及び第三者評価の提言、指摘事項等については、「改善活動チェックシート」（資料2-5-1）にまとめ改善活動を行っている。

【点検・評価項目 2-6】

内部質保証推進組織等は、内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位とした PDCA サイクルの運営などにおいて、COVID-19 への対応・対策としてどのような措置を講じたかを記述。【必須】

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	内部質保証推進組織等が行った COVID-19 への対応・対策は、教育を中心とした大学の質の維持・向上の観点から適切であるか。

2020（令和2）年4月、内部質保証推進に責任を負う学長・副学長等会議において、「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」を策定するとともに、学長・副学長等会議の構成員である副学長（委員長）、学長補佐、大学事務局長を中心に据え、学生委員長、教務委員長等を加えた「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を設置した（根拠資料2-6-1「新型コロナウイルス感染症対策委員会の設置について（通知）」）。

新型コロナウイルス感染症対策委員会は、教務委員会、学生委員会、就職委員会、図書館、大学事務局と連携し、学生、教職員、家族、大学関係者、地域住民への感染拡大防止を基本方針の第一として、「オンライン方式・対面方式の授業方法」「正課外活動」「学生への経済的支援」「大学行事」等に関して適切な対応・対策を講じた。

「新型コロナウイルス感染症対策委員会」が講じたCOVID-19 への具体的な対応・対策は、ホームページのトップページに「重要なお知らせ【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する本学の対応】」として公表周知している。

2. 長所・特色

特になし。

3. 問題点

本学は経済学部として学位授与方針を定めているものの、卒業時に授与する学位は、経済経営学科において「学士（経済経営学）」、文化経済学科において「学士（文化経済学）」と異なっている。習得しておくべき能力として、両学科に共通するものもあるが、学科ごとに人材養成の目的が異なる以上、学位授与方針は、学科ごとに定める必要がある。

4. 全体のまとめ

本学は、前回2017（平成29）年度の認証評価において、期限付き適合の評価結果を受けた。その評価結果の中で、内部質保証に関して、「一層の改善が期待される事項」として「規程に従い自己点検・評価を行っているものの、その周期は認証評価に備えた7年に1度に限られており、大学全体として定期的な自己点検・評価を実施しているとはいえない。さらに、前回の大学評価において指摘された事項がまだ改善されていないことから、自己点検・評価を含むPDCAサイクルが機能しているとはいえない。今後は、組織的かつ定期的な自己点検・評価を実施するとともに、内部質保証システムを構築し、機能させるよう、改善が望まれる。」という提言が付された。

この提言を受け、本学は、全学的な内部質保証体制を構築するために、学長のリーダーシップのもと学長・副学長等会議において、「内部質保証に関する方針」「自己点検・評価運営委員会と学長・副学長等会議との関係性」の点検、改定に取り組むとともに、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」「学長・副学長等会議規程」の改正を行った。

こうした点検と改善活動により、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定め、学長・副学長等会議を大学全体の内部質保証に責任を負う組織とし、その下に、経済学部教授会、経済学研究科、その他組織の会議体を質保証会議として位置づけ、全学的な推進体制とした。

この内部質保証システムは、学部学科、通信教育課程、大学院経済学研究科の人材養成の目的の検証、3つのポリシーの検証、改正等において有効に機能した。

また、教育研究活動、自己点検・評価結果、第三者評価結果、財務、その他の諸活動をホームページにおいて適切に公表している。

なお、2020（令和2）年度に受審した大学基準協会の大学評価（再評価）の評価結果（総評）では、「内部質保証については、定期的な自己点検・評価の実施及び内部質保証の機能化が求められていたことに関して、「内部質保証に関する方針」を改定し、認証評価時にあわせ7年に一度と定めていた点検・評価の周期を3年に一度と改めたほか、内部質保証の推進責任組織を「学長・副学長等会議」と明確化する、「質保証会議」を設けて恒常的・継続的に取り組む態勢を整えるなどの改善に取り組んでいる。」とされた。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、概ね大学基準を充足していると評価する。

5. 根拠資料

「2021（令和3）年度実施 自己点検・評価 根拠資料一覧」に掲載。

第3章 教育研究組織

【大学基準3】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目3-1】

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
2	大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
3	教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、建学の精神、理念、目的を実現するために、図表3-1のとおり経済学部1学部の中に、経済経営学科、文化経済学科、経済経営学科通信教育課程を、大学院として経済学研究科経済分析・ビジネス専攻（修士課程）を設置している。学部、学科、通信教育課程、研究科の教育研究上の目的及び人材養成の目的は、第1章理念・目的の【点検・評価項目1-2】に記述したとおり、新潟産業大学学則、新潟産業大学通信教育部規程、新潟産業大学大学院学則に定めている。

また、本学は、その理念・目的及び地域社会の動向と要請に基づき、付置の研究所として附属柏崎研究所を置き、センターとして地域連携センター、国際センターを置き、本学の「社会との連携・協力に関する方針」「学生支援に関する方針」（資料2-1-1[Web]）に則って事業活動を行っている。

附属柏崎研究所は、本学が立地する柏崎地域の産業、経済、社会、歴史、文化、観光、スポーツの分野を調査・研究の対象とし、地域の課題解決及び振興に寄与することを目的として、2016（平成28）年に設置した。「柏崎学シンポジウム」開催等、同研究所の事業活動については、第9章社会連携・社会貢献に詳細を記す。

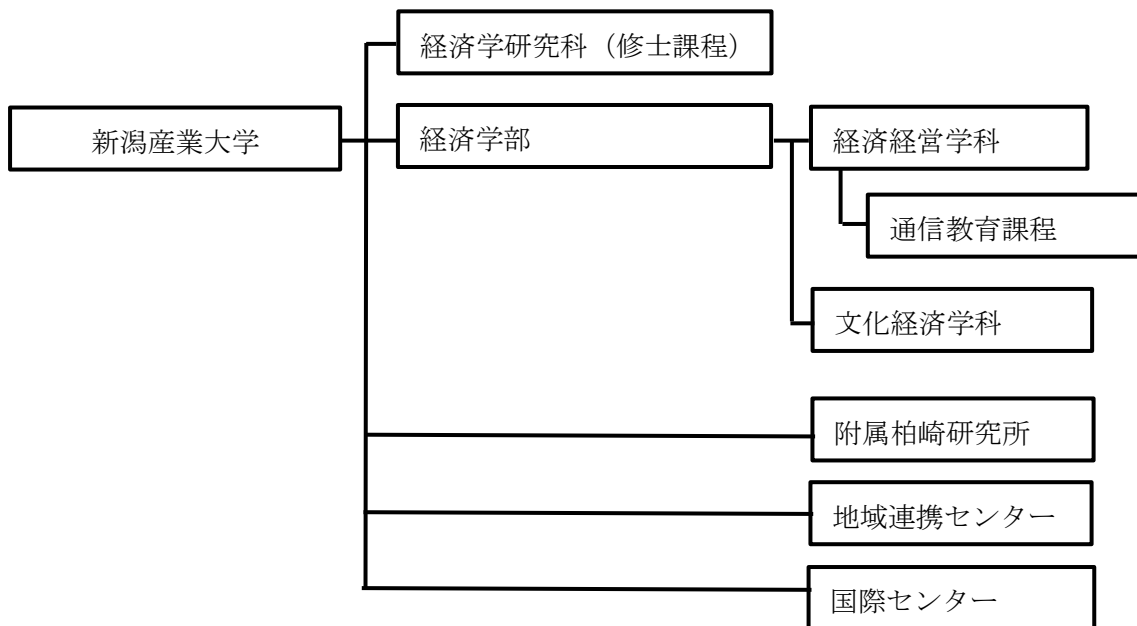
地域連携センターは、本学の教育研究の成果を、公開講座や聴講講座等の生涯学習事業を通じて地域社会に還元することはもとより、地域のボランティア活動や地域の国際交流事業への学生・教職員派遣や産官民金の機関・団体と連携し、地域課題や地域活性化に取り組む活動を担っている。同センターの事業活動については、第9章社会連携・社会貢献に詳細を記す。

国際センターは、外国人留学生に対する修学支援、生活支援、経済的支援、在留資格取次申請、海外協定校との交換留学の業務を行っている。

また、急速に高度情報化が進む社会にあって、情報通信技術を教育に活用することが求められている。現在、初等・中等教育においても、「一人一台端末」の学習環境が整えられつつあり、インターネットを活用した学びの深化・転換が進んでいる。このような教育環境を経て、多様な学び方を求める大学進学希望者に対し、本学は、その一つの進路選択

肢として、2021（令和3）年4月、通信教育課程を開設した。

（図表3-1）教育研究組織及び研究所・センター



【点検・評価項目 3-2】

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価の項目）第2号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の点検・評価項目2-5において記述したとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、経済学部自己点検・評価部会、大学院自己点検・評価部会が実施し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価している。

【点検・評価項目 3-3】

附置機関等において、全学的な COVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記述。【任意】

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	附置機関等における全学的な COVID-19 への対応・対策は、教育・研究を中心とした諸活動の質を維持し、円滑に行う上で適切であるか。

点検・評価項目 2-6 に記述したとおり、新型コロナウイルス感染症対策は、附置機関等の COVID-19 への対応・対策、とりわけ地域貢献活動を担う地域連携センターの地域活動に重点を置いて、適切な措置を講じている。また、国際センターが留学生の感染対策をきめ細かく実施している。

2. 長所・特色

本学の教育研究組織の特色は、経済学部を教育研究組織の基盤とする、1 学部 2 学科 1 通信教育課程 1 研究科により構成され、その教育研究分野と結びつく研究所とセンターを附置し、建学の精神に基づき、その理念・目的を実現するための体制を整えている。

3. 問題点

2021（令和 3）年 4 月に経済学部経済経営学科の中に、通信教育課程を設置した。今回の令和 3 年度全学自己点検・評価においては、新たに通信教育点検・評価部会を設置し、点検・評価を実施した。しかし、この点検・評価部会に関して、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」には定められていないので、これを明記する必要がある。

4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的を実現するために、経済学部を基盤とする教育研究組織を置き、地域社会の要請に応え研究所及びセンターを附置機関として設置するとともに、高度情報化社会にも対応して通信教育課程を開設した。

これらの教育研究組織の適切性に関しては、全学自己点検・評価を定期的実施し、その結果にもとづいて改善に努めており、本学の教育研究組織は、大学基準を充足していると評価する。

第4章 教育課程・学習成果

【大学基準4】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1, 現状説明

【点検・評価項目4-1】

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、大学全体の「教育理念」を掲げ、それを「教育目標」として具体化している。さらに、「建学の精神」を具現化した「大学の目的」を定めている（資料1-1-2[Web]）。

本学は建学の精神に基づく理念・目的、教育目標、社会的使命を達成するために、どのような人材を養成するののかについて、各学科、研究科ごとに「人材養成の目的」を定めている。そして養成し社会に輩出する人材は、具体的にどのような資質、能力、技能等を身に付けなければならないかを、「学位授与方針」において定めている。「学位授与方針」はこれらの資質や能力等を修得したことを、社会に対して保証するものと位置付けており、大学ホームページにて公表している（資料4-1-1[Web]、4-1-2[Web]）。

また、2021（令和3）年度に開設した通信教育教育課程についても、学位授与方針を定め、大学ホームページに公表している（4-1-3[Web]）。

しかし、既存の通学課程にあっては、「学士（経済学・経営学）」及び「学士（文化経済学）」の学位授与方針が、一括りの記載となっており、明確に学位ごとに分けて明記していない。今後は、学位ごとに明確に授与方針を策定する必要がある。

【点検・評価項目4-2】

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
2	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、学位授与方針に基づいて、経済学部経済経営学科、経済学部文化経済学科、経済経営学科（通信教育課程）、大学院経済研究科の教育課程の編成・実施方針を定めている。

まず、経済学部の教育課程の編成・実施方針では、経済経営学科と文化経済学科のそれぞれの学科において、基本教育科目、専門教育科目の2つの科目区分が設置されること、などが定められている。これらは大学ホームページにおいて公表しており（資料 4-1-1[Web]、4-1-2[Web]）、より詳しくは『履修の手引き』（資料 1-2-2）の「カリキュラム表」に示されている。また、「カリキュラム・ツリー」「カリキュラム・マップ」及び「科目ナンバリング」を策定し、修得すべき科目を体系的に整備し、これも『履修の手引き』に掲載している。

経済経営学科（通信教育課程）の教育課程の編成・実施方針も定め、大学ホームページにおいて公表している。

次に、経済学研究科の教育課程の編成・実施方針においては、主に「経済領域」「社会情報分析領域」「マネジメント領域」の3領域により編成し実施することとしている。これらの詳細は大学ホームページにて公開されている（資料 4-1-2[Web]）。さらに詳しい情報は『大学院ガイドブック』の「授業科目及び単位数」に示されている（資料 1-2-3）。

【点検・評価項目 4-3】

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。（学部は通信教育課程を含めて記述。）

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	<p>各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】のみ） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】のみ） ・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置 ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】のみ） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
2	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学部および大学院のいずれについても、「カリキュラム・ポリシー」（教育課程の編成・実施方針）に基づいて、授業科目を開設しており、教育課程を適切に編成している（資料 4-1-1[Web]、4-1-2[Web]、4-1-3[Web]、1-2-2）。

②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学部では、「カリキュラム・ポリシー」（教育課程の編成及び実施方針）に従って、大分類として基本教育科目と専門教育科目の区分を設けており、この区分を基に、順次性・体系性に配慮して科目を配置している（資料4-1-1[Web]）。

大学院も、同様に「カリキュラム・ポリシー」に基づき科目編成を行っている（資料4-1-3[Web]）。

また、本学では、科目ナンバリング制度を導入し、科目の体系的な位置づけを明確化・可視化し、『履修の手引き』にて学生の体系的な履修の参考となるように示している（資料1-2-2）。

③単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度は、大学設置基準および新潟産業大学学則第12条に基づいて、「講義」および「演習」は毎週1時間15週の講義をもって1単位とし、「実習」および「実技」の授業は毎週2時間15週をもって1単位とする、と定めている（資料1-1-3）。またシラバスにおいて適切な単位認定のための予習・復習の時間も明記している。

④個々の授業科目の内容及び方法

本学では、学部、大学院ともにシラバスを大学ホームページに公開し（資料 4-3-1[Web]）、それに基づいて授業を展開している。授業の内容および方法が適切かどうかを検証するために、次のような取り組みが実施されている。まず、教務委員長・ファカルティ・ディベロップ委員長（以下「FD 委員長」という。）によるシラバス原稿のチェックが行われている。不十分なシラバスは該当教員と協議して修正される。次に、学生による「授業改善アンケート」が行われている。否定的評価が3分の1以上になる場合は、該当教員は「授業改善計画書」を提出しなければならない。最後に、教員による授業の相互見学が行われている。見学後には「見学レポート」を提出し、それを基に「意見交換会」が開催される。以上の取り組みによって、授業内容および方法の適切性が確保されている。

⑤授業科目の位置づけ（必修、選択等）

授業科目を適切に位置づけるために、本学では「必修科目」「選択科目」、あるいは「選択必修科目」等の区分を設け、それぞれの科目の位置づけを明示している。またカリキュラム・マップに該当する「履修モデル」が学生に示されており、それぞれの位置付けが体系的に把握できるようになっている。2017（平成 29）年度からはこの「履修モデル」がツリー化されており、さらに視覚的な把握が可能となった（資料 1-2-2 p. 54～55、p. 72～73）。さらに、2020（令和 2）年度において「カリキュラム・マップ」（資料 1-2-2 p. 89～99）を作成し、各科目について科目区分ごとに、ディプロマ・ポリシーとの関連性の可視化を図った。この他、科目ナンバリングは、2015（平成 27）年度から導入している。科目の位置づけを示すことで、科目の体系的な順序や、学習段階、その構成が理解できるようになっている。

⑥各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、「カリキュラム・ポリシー」（教育課程の編成・実施方針）に基づき、以下のように経済学部・経済学研究科のそれぞれに相応しい教育内容を提供している。

経済学部では、大分類として基本教育科目と専門教育科目の区分を設けている。このうち基本教育科目は、「基礎科目」と「教養科目」に区分され、その中に「学修力養成科目」「思考力養成科目」「表現力養成科目」「人間力と社会力養成科目」「人間理解科目」「社会理解科目」「国際理解科目」として、幅広い教養と学修の基礎を身につけるための科目群が配置されている。専門教育科目は、経済経営学科・文化経済学科それぞれについて、高度な専門知識や技能の修得を目指した科目群が配置されている。また学年別にみると、1年次は基礎を身につけることを主眼に置き、2年次では本格的な専門科目の履修が始まり、3～4年次には社会で活躍するための応用力も視野に入れた科目群の選択が可能となっている（資料1-2-2 p.42～43 p.62～63）。

経済学部経済経営学科の専門教育科目は、「経済学系科目」「経営学系科目」「関連科目」で編成し、3年次以降は「経済分析・経済予測分野」「地域振興政策分野」「企業経営分野」「企業会計分野」の4分野の履修モデルを設定している。

同学部文化経済学科の専門教育科目は、「文化経済学系科目」を中心に、「経済学経営学系科目」「日本・国際文化理解科目」「関連科目」で編成し、3年次以降は「創造的文化ビジネス分野」「観光ビジネス分野」「アグリ・フードビジネス分野」「まちづくり・地方行政分野」の4分野の履修モデルを設定している。

さらには本学では「地域社会や企業を主体的に力強く支える人材」の育成に向けて、2019年度からは新たに専門教育科目の1、2年次配当の必修科目である「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」を開設した。「地域理解ゼミナール」では、地域おこしのための6分野として「地域経済政策分野」「地域企業経営分野」「地域観光・スポーツ分野」「地域農業・6次産業分野」「地域文化分野」「コミュニティ・まちづくり分野」でフィールドワークを積極的に取り入れた授業を展開し、1年次は経済経営学科、文化経済学科いずれの学生も共通でこれらの6分野をまんべんなく学ぶ。2年次では春学期、秋学期で興味関心のある1分野を選択（1年間で2分野を選択）し、2学科合同で編成された少人数のグループで一つのテーマに取り組む。こうした1、2年次の学びの上に積みあがる形で、3、4年次の「ゼミナール」には新たに「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」としての性格が付与され、各分野での学問の専門性を深めるとともに、実際の地域課題の解決に向けた活動や調査研究といった実践的な学びが精力的に行われている。

経済学研究科では、「経済領域」「社会情報分析領域」「マネジメント領域」の各領域において、高い専門性と幅広い視野の獲得を目指した科目群が配置されている。また、大学院生それぞれの研究課題に応じた、ゼミ形式の「演習」科目を設置している（資料1-2-3、資料4-3-2[Web]）。この「演習」では、担当指導教員（主査）と副担当指導教員（副査）の2名体制による指導が行われ、大学院生それぞれの問題意識に沿った、きめ細かな指導が行われている。

⑦初年次教育、高大接続への配慮（【学士】のみ）

本学では、入学当初から無理なく大学教育に移行できるようにリメディアル教育がなされている。まず基本教育科目として「基礎科目」群が設置されており、大学が求めるレベルまで学力を引き上げるための科目を用意している。例えば「生活数学」は経済学に不可欠な数学の修得を目的とし、また「英語表現」「パソコン演習」では英語力やITスキルの向上を目的とした授業が展開されている。

次に1年次からの必修科目である「基礎ゼミナール」では、大学生として必要な知識・表現力の修得を目指しているのみならず学習の進め方や生活面での意識の持ち方など、いわば「大学生になる」ための姿勢が身に付くように配慮されている。基礎ゼミナールはクラス担任制であり、高校のホームルームに近い役割も果たしている。学生同士が親睦を深め、教員との信頼関係を構築し、スムーズに大学生活に入っていくためにも、この授業は必要不可欠な授業となっている（資料4-3-3[Web]、資料4-3-4[Web]）。

⑧教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】のみ）

2020年度からのカリキュラム改革を踏まえて、本学では、科目区分を「基本教育科目」と「専門教育科目」に大別し、教養教育と専門教育を明確に区分している。両者の位置づけは、以下の「ディプロマ・ポリシー」（学位授与の方針）に基づいている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- ①自らが社会の一員であることを自覚し、豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。
- ②地域社会や企業における諸課題について、経済学・経営学・文化経済学の専門知識に基づく論理的な思考と分析を行い、主体的に対処することができる。
- ③地域の文化や異なる国々の文化を理解し、その共存や振興に貢献することができる。
- ④課題解決に必要な情報処理能力を身につけ、適切に処理することができる。
- ⑤地域社会の構成員として、新しい時代感覚と創造的視野をもって地域と能動的に関わる意欲を有している。

基本教育科目は、上記の項目①③④⑤を達成するための編成となっている。また専門教育科目は、①②③④⑤の項目を達成するための編成となっている。以上の事柄は「カリキュラム・ポリシー」（教育課程の編成及び実施の方針）において定められている（資料4-1-1[Web]）。

全体的にみると「基本教育科目」は幅広く深い教養、主体的な判断力、豊かな人間性の獲得を主な目的とした科目群が中心である。これに加えて、基礎学力の再構築、語学力の向上、キャリア教育への導入等を目的とした科目群が配置されている。

「専門教育科目」は、1年次の基礎的な専門科目から始まり、学年進行に応じてさらに高度な専門科目へと進んでいくという、順次性に配慮した科目配置が採られている。また3年次からは、経済経営学科、文化経済学科それぞれに設置されたより専門的な4つの分野へと進み、進路イメージを無理なく形成できるように配慮されている。

⑨実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置

社会人としての実践的・応用的な能力の養成を主眼とする科目としては、例えば「パソコン演習Ⅰ～Ⅳ」「簿記Ⅰ～Ⅳ」のほか、各種資格（語学・学芸員等）にも対応できる一連の科目群が用意されている。また1～2年次の「地域理解ゼミナール」、3～4年次の「ゼミナール」（地域活性ゼミナール）では、学外見学、現場研修、学部内外での発表、卒業研究などを通じて、学生が実践しながら主体的に学び、応用力を身に付ける授業が、学科を問わず展開されている。

次に職業に係る教育科目としては、1年次から履修するキャリア教育科目があり、具体的には3年次まで履修する「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」（Ⅰ・Ⅱは全学生が履修）を中心として、「キャリアデザイン演習Ⅰ～Ⅲ」「インターンシップ」等の授業が配置されている。これらの科目によってキャリア形成への意識を高め、職業倫理の醸成を促している（資料1-2-2、資料4-3-5[Web]）。さらに就職支援を目的とした就職ガイダンスや、就職セミナー、公務員講座等が、年間を通して開催されており、専門的な職業や業界を取り巻く状況を見渡した上で、実際の就職活動を支援する体制が整えられている。

また、本学では柏崎・新潟地域に対する理解を深め、ひいては県内での就職・定住を促す取り組みが行われており、例えば「地域振興論」「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」等の科目では、新潟県の委託事業である「新潟の産業・企業を知る講座」の一環として、県内企業による企業説明会や、県内企業・自治体等の見学およびフィールドワーク、県内企業を中心に招聘した外部講師による講演、などが盛んに行われている。なお教養教育・基礎的な教育科目の配置についてはすでに述べた通りである（前項目「教養教育と専門教育の適切な配置」を参照）。

経済学研究科においては、講義や演習における各種課題や、教員との直接対話、質疑応答、プレゼンテーションによって、問題の所在を明らかにし、課題の解決策を自力で見出す能力を養う取り組みが行われている。

⑩コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】のみ）

大学院経済学研究科のカリキュラムは、講義科目を3つの領域（「経済領域」、「社会情報分析領域」、「マネジメント領域」）で編成し、それぞれの領域について必要な科目を配置している。大学院生は上記講義科目を自らの研究テーマを考慮しながら選択し学習を進めていく。そして修士論文執筆の指導に関しては1年次・2年次必修の「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」において指導教員により実施することにより、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行なっている（資料1-2-3）。

⑪教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では2019（令和元）年に「自己点検・評価に関する規程」および「内部質保証に関する方針」を改正し、学長のリーダーシップのもとに、大学全体の内部質保証の責任を、「学長・副学長等会議」が負うことを明記した（資料2-1-1[Web]）。その指針のもとに、経済学部教授会、経済学研究科委員会、その他の組織の会議が「質保証会議」として、内部質保証を恒常的、組織的に推進するとともに、「学長・副学長等会議」に報告する役割

を担っている。

具体例としては、「学長・副学長等会議」の方針に基づいて、2019（令和元）年度、経済学部において教育課程の改正・編成作業を進めた。その編成過程の報告を受ける「学長・副学長等会議」は、経済学部に対して、学位授与方針と教育課程を構成する一つひとつの授業科目との系統を明示した「カリキュラムマップ」の作成を指示した。新カリキュラムは、2020（令和2）年度以降入学者から適用実施し、「カリキュラムマップ」は2021（令和3）年度から「履修の手引き 2021」に掲載し学生に周知している（資料 1-2-2 p. 89～99）。

（2）学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

既に【点検・評価項目 4-3】（1）の「⑨実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置」において述べた通り、本学では社会的・職業的自立に必要な能力を育成する科目群を、「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」を中心に展開し実施している。

この他の取り組みとしては、学生の自己評価を基に、ゼミナールの担当教員による個別面談が毎年実施されている（1年次・2年次は「基礎ゼミナール」の担当教員およびキャンパスライフアドバイザー（CLA）である担当事務職員の協働実施。）。その主な目的はキャリア形成と就職への意識付けである。面談結果はポートフォリオとして1年次から4年次まで引き継がれ、各担当教員による指導に活用される。特に3年次、4年次のポートフォリオは「キャリアポートフォリオ」として、就職支援の指導にも活用されている。

【点検・評価項目 4-4】

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・適切な履修指導の実施 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】のみ） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】のみ） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

【経済学部・経済学研究科】

(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

本学では、学生の予習・復習の時間およびその内容が、シラバスに明記され、また実施されている（資料 4-3-1）。さらに指導教員が学習状況を把握し、学生に対するフィードバックを行っている。これらの取組みによって、単位の実質化が図られている。以上に加え、本学では1学期で最大27単位、年間で最大49単位の履修上限を設けており、単位の実質化のための適切な上限・ないしは枠組みを設けている。

この他の取組みとして、平成27年度からはGPA制度を導入している。GPA制度は、学生の学修状況を確認するために利用されるだけでなく、学生が自分自身で学習効果を把握し、主体的に勉学に取り組む意欲を喚起することも目的にしている（資料 4-4-1[Web]）。

②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

本学のシラバスは冊子として発行されるほか、ホームページにも公開されている（資料 4-3-1、4-3-2）。シラバス執筆の際には、学部・大学院を問わず、教員に記載例を示し、内容・項目について教員間の著しい精粗が生じないよう配慮している。またシラバスの公開前には、教務委員長及びFD委員長によるシラバス原稿のチェックが行われ、不十分なシラバスがあれば、該当教員と協議して修正が行われる。

シラバスの適切な実施を保証・確認する手段として、例えばFD委員会による教員の「相互授業見学」、および学生による「授業評価アンケート」が行われている（詳細は【点検・評価項目4-3】の「個々の授業科目の内容及び方法」で述べた通りである）。例として「授業評価アンケート」においては、授業内容とシラバスの整合性に関する質問項目が設けられ、学生側からチェックが行われている。またその結果は教員にもフィードバックされるこの他、シラバスについては科目ナンバリング制度を導入し、科目の位置づけを体系化・可視化しており、このナンバリングは『履修の手引き』などを通じて、学生にも示されている（資料 1-2-2 p.44～45 p.64～65）。

③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学は「地域に学び、地域をおこす」地域実践教育プログラムによって、柏崎市や新潟県内でのフィールドワークや課題解決学習といった、地域の企業や行政などと協働した実践的な学びを積極的に取り入れている。地域実践教育プログラムの中軸をなしている1、2年次の「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」では、1年次から地元企業や公共施設などの見学や、農業体験などのフィールドワークを積極的に取り入れている。さらに3、4年次の「ゼミナール（地域活性ゼミナール）Ⅰ～Ⅳ」では、各専門分野の学びの深化や卒業論文作成と並行して、「まちかど研究室プロジェクト」としての中心市街地の

活性化のための企画運営や、地域通貨の流通実験、地元金融機関や観光協会と連携した商品開発やPR活動、観光商品の提案など、実際の地域課題の解決に直結した取り組みが、複数のゼミナールによって精力的に実施されている。このように地域実践教育プログラムでは、地域と連携しなければ得られない、かつ学生自身が主体的に取り組まない成果を挙げられない学びの機会を提供しており、これらは学生の主体的参加を促すとともに、本学の教育を大きく特徴付けるプログラムともなっている。

他にも学生の主体的参加を促す取り組みは、様々な授業で実践されている。例えば「地域振興論」は、新潟県支援モデル事業「新潟の産業・企業を知る講座」として開講しており、ゲストスピーカー講義とフィールドワークをメインとして授業展開している。「ビジネス演習」では、受講生が「創業計画書」を作成し、学外の専門家から評価、アドバイスを受ける機会を設けている。「マーケティング論」では、柏崎市内の飲食店に協力を募って、店舗のCM動画とチラシを制作してコンテストを開催している。これらの授業では、グループワークによって学生同士が意見を出し合い、課題を解決するための提案を行う授業もあれば、学生それぞれが問題解決型の課題に取り組むことで、主体的な解決を引き出す、という授業もあり、多様な形態で学生の主体性を引き出す工夫を凝らしている。

また、学年を通じた取組みとして、「地域理解ゼミナールⅢ・Ⅳ」においては、各ゼミナールのグループ毎に協力して調査研究や動画制作の形で学習成果の合同発表会を実施している。一方、「基礎ゼミナールⅢ・Ⅳ」では、学生個々人の関心に基づいてパワーポイント資料を作成し、年度末に「合同発表会」が開催されており、個人による学びの深化、やり抜く力の伸長につながっている。

さらには個人の卒業論文・修士論文作成に加えて、柏崎商工会議所主催「柏崎に関する研究発表会」や新潟地域連携コミュニティー「地域活動・学生発表交流会」といった、学外での成果発表の場も積極的に活用している。

④適切な履修指導の実施

本学では、学部・大学院ともに、年度の開始時に教務課による履修ガイダンスが行われる。また、その内容はメールや文書・掲示板を通じて周知される。さらには各学期の開始時に、学部の基礎ゼミナールや専門ゼミナール教員、大学院の指導教員による履修指導が行われ、学生が適切に履修できるような指導、およびアドバイスが行われている。また履修上のミスを防ぐために履修登録修正期間が設けられており、さらには履修した科目が合わない等の場合に備えて「履修中止制度」(資料4-4-2[Web])が設けられている。これらの制度により、学生が適切に履修できる環境が整えられている。また履修上の問題が発生した場合や、そのことが予測される場合には、必要に応じて教職員が、本人および保護者との連絡や面談を行っている。

⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】のみ）

1授業あたりの学生数は、個々の授業の形態や、学生の学修状況に配慮した上で、調整を行い決定している。例えば必修科目など履修希望者が多くなる科目(例えば状況にもよるが、100人を超えるような場合)では、履修者の分割、あるいは座席指定を行う

などして、受講者数を調整している。またゼミナールや語学系の科目、スポーツなど実習系の科目では、講座数と受講者数の双方に配慮しながら、比較的少人数（例えばゼミナールであれば10～15人程度）で授業が実施できるよう、調整が行われている。

⑥研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】のみ）

研究指導計画については「大学院ガイドブック」（資料1-2-3 p.12）に、「学位論文（修士論文）作成までの工程表」を掲載し、ここに、（Ⅰ）学位論文中間計画書の提出期限、（Ⅱ）学位論文中間報告会日時、（Ⅲ）学位論文提出期限を明示し、これに基づいて担当教員が指導している。

⑦各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

既に【点検・評価項目4-3】「教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり」で述べた通り、本学では「全学自己点検・評価委員会」および学部・大学院・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施している。これらの委員会および部会による点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体である。また、評価後は改善状況の点検を行ない、教育研究及び社会貢献に関わる諸活動の質の向上に結びつけている。

【通信教育課程】

(1) 通信教育課程において、授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

2021（令和3）年4月開設の通信教育課程では、単位の実質化を図るための措置として、通学課程と同様に、CAP制度（本課程においては履修単位数上限：年間40単位、半期23単位）を導入し、適切な履修登録科目数選択による教育効果の向上を見込んでいく。

授業動画については、1コンテンツあたり10分から15分の長さに収め、受講者が集中して授業に臨めるよう配慮している。（1時限当たりのコンテンツ本数は授業により異なる。）

さらに、通信教育課程での学びを選択した学生の、多岐に渡る修学背景（社会人入学、学び直し、生涯学習、身体的ハンディキャップ、心因的要素）を考慮し、それぞれの事情に応じた状況を確認して適切な履修指導を行う有効的な指標として、GPAを活用することを計画している。

通信教育課程で学ぶ学生に対しては、オンラインガイドブックにカリキュラム表を掲載し、新入生ガイダンス等において本欄を参照して課程の概要を把握するよう案内する。また授業科目のシラバスは、学生ポータルサイトに掲載し閲覧可能とする。

これらは、授業コンテンツの受講を管理するLMSからリンクを介して容易に参照可能となるため、科目の内容と配当、関連性等について一元的に理解を深めたうえで履修す

ることができる。

オンデマンド方式による授業配信を行うにあたり、開講前年度に予めコンテンツの作成を行う計画となっている。このことは、対面式の授業展開に比べてシラバスとの整合性の確認が明確であり、授業担当者にとっても、シラバス記載内容を適切かつ効果的に教授する手法を再構築できる利点がある。

具体的には、担当教員はコンテンツ制作の初動にあたり以下の3点を作成し、収録に臨んでいる。

①ガイダンスページ設計書（資料4-4-3）

学生への説明を想定して作成し、シラバス記載内容を具体的な授業コンテンツに落とし込む過程を整理する。

②全体構想ワークシート（資料4-4-4）

シラバスに則り科目の狙いを設定し、インプットとアウトプットについてARCS(Attention・Relevance・Confidence・Satisfaction)モデルおよび本学の理念に沿った工夫の余地を考え、授業構成に反映させる。

③個別（ブロック）設計ワークシート（資料4-4-5）

全体構想ワークシートを基に、講義回あるいは複数講義回にわたるブロックごとに、テーマの骨子や設計上の工夫、発展学習の内容等について、シラバス記載内容と整合を取りながら再構築する。なお、シラバスの内容の適切性については、本課程が開設期であることから、設置認可申請書に記載したシラバス内容を遵守することにより担保されるものであると考える。

学生の主体的参加を促す取り組みについては、本課程はオールオンライン・オンデマンド形式による、概して受動的な授業形態が主になることから、対面式授業とは異なるアプローチが必要となると考えている。

収録済みの授業コンテンツを、受講者が各々自由な時間帯で受講するスタイルの中で、如何に授業運営に鮮度を持たせ、学生の主体的授業参加を促すことができるかが本課程における重要な課題であると捉え、以下の取り組みを行っている。

- 1) 全ての授業に、教育分野で豊富な経験を持つ指導補助者を配置し、受講状況の把握、質問への一次回答、講義内容の理解支援等の業務を行い、授業運営を円滑に進める。
- 2) オンライン（メール等）による問い合わせについては、原則として24時間（土・日・祝除く）以内に一次回答を行い、学生の授業参加に対する興味が損なわれないよう配慮する。
- 3) LMS（Learning Management System）の機能に基づく授業理解の取り組みに加えて、ZoomやSlack等のオンラインツールを活用した、担当教員によるリアルタイムオンライン授業解説、教員との直接交流の場であるゲストトークの開催、問題解決に向け学生たちのオンラインでの横の繋がりを支援するチャンネル設置等を行い、SNSに慣れ親しんだ世代に訴求するという観点から学生の主体的参加を促す方策を検討し試行する。

適切な履修指導を行うにあたり、年次はじめに履修ガイダンスを実施し、履修のポイント、履修モデルの提示、現在の修学環境や将来的な志向を視野に入れた履修方法等をまとめた資料を配付して、履修登録を通じて本課程での学びに対する理解を深めることができるよう配慮している（資料4-4-6、資料4-4-7）

【点検・評価項目 4-5】

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	<p>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・ 既修得単位等の適切な認定 ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・ 卒業・修了要件の明示 ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
2	<p>学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示と公表 ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・ 適切な学位授与 ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

①単位制度の趣旨に基づく単位認定

大学設置基準において、1単位の授業科目は45時間の学修（授業時間外の学習を含む）を必要とすることが定められている。本学ではこれに基づき、新潟産業大学学則（資料1-1-3[Web] 第11条12条）において、単位の算定基準を定め、授業形態に応じた単位数を定めている。これらは「履修の手引き」（資料1-2-2）にて学生向けに周知されている。また時間外学習（予習・復習）も含めた学習時間を定め、シラバスに明記している。単位認定については、学則（資料1-1-3[Web] 第17条、第18条）を基本方針として、シラバスの成績評価方法に基づき、単位認定を行っている。以上のように、本学では単位制度の趣旨に基づいて単位を認定している（資料4-3-1）。

経済学研究科においては、「大学院ガイドブック」（資料1-2-3）において、「新潟産業大学大学院学則」が示されており、その中で、単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位等の適切な認定、既修得単位等の適切な認定などについて明示している。また、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置としては、GPA制度を導入している。

②既修得単位等の適切な認定

既修得単位の認定に関しては、まず転入学については、経済学部教授会の審議を経て学長が行うものと新潟産業大学学則に定められている（資料 1-1-3[Web] 第 35 条）。次に編入学の既修得単位の認定については、「新潟産業大学編入学制度運用規程」（資料 4-5-1 第 8 条）及び「新潟産業大学編入学に伴う既修得単位の取り扱いに関する内規」（資料 4-5-2）に則り、経済学部教授会が審議して認定を行う（資料 1-1-3[Web] 第 36 条）。経済学研究科においては、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の審議を経て、10 単位を超えない範囲で既修得単位が認定される（資料 1-2-1 第 16 条）。

③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価については、シラバスに評価基準と評価方法、ならびに評価の割合（例：平常点（50%）、定期試験（50%）等）を明記しており、担当教員はこれらに基づき評価を行う。シラバスはホームページにも公開されており、学生のみならず教員にも情報が共有されている。またシラバスは学内のポータルサイトからも閲覧可能である。

さらに各授業の成績評価の結果（特に S, A, B, C 等の評価の割合）は、教務委員会等で検討の対象とされている。結果に問題があれば、学部教授会でも審議が行われる。このような取組みによって、成績評価の客観性・厳格性が確保されている。

この他、成績評価の結果に対して、学生が疑義照会を行う制度も整備されている（資料 4-5-3）。

④卒業・修了要件の明示

学部の卒業要件は、新潟産業大学学則に明示されている（資料 1-1-3 第 19 条）。また、大学院経済学研究科の修了要件は、大学院学則に明示されている（資料 1-2-1 第 20 条）。これらの卒業要件、修了要件は、経済学部の『履修の手引き』（資料 1-2-2 p. 20）、大学院の『大学院ガイドブック』（資料 1-2-3 p. 9）にも記載され、学生に周知されている。また、ホームページにも掲載されている（資料 4-5-4[Web]）。

⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定に関わる全学を通じての基本方針は、新潟産業大学学則第 17 条、18 条に定められている。また「学位授与方針」（ディプロマ・ポリシー）においても、単位認定に関する全学的な方針が示されている。さらに単位認定に関する詳細は『履修の手引き』『大学院ガイドブック』にて記載され、各科目の詳細についてはシラバスに示されている。

次に、既に【点検・評価項目 4-3】「教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり」で述べた通り、本学では「全学自己点検・評価委員会」および学部・大学院・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施している。これらの委員会および部会による点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体であり、当然に上述の「成績評価及び単位認定に関わる全学的なルール」が含まれる。

(2) 学位授与を適切に行うための措置

①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示と公表

経済学研究科において、学位論文審査を実施しており、その審査基準はつぎのとおり定めている。

1. 代表的な先行研究を十分に消化していること。
2. 筋が通った論理的な記述になっていること。
3. 実証的な裏付けが十分にできていること。
4. 課題設定と結論が明確であること。

これら審査基準は『大学院ハンドブック』に明記し（資料 1-2-3 p.15）、大学ホームページにおいても公表している（資料 4-1-2[Web]）。

②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

経済学研究科では、審査する学位論文ごとに、研究科を担当する教授のうちから3人の者を審査委員として選出している（このうち主査が1人、副査が2人である）。なお、外部も含め、本大学院所属の教授以外も選出可能である。学位論文の審査が終了した後、最終試験が実施されるが、試験は学位論文を中心とした関連専門分野について、筆記、口述等の方法で実施される。

試験終了後、主査・副査による合否判定の所見をもとに、研究科委員会において学位認定の可否が決定される。以上の手続きにより、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性が保たれる（資料 4-5-5）。

③学位授与に係る責任体制及び手続の明示

学位授与に係る責任体制及び手続については、新潟産業大学学則（資料 1-1-3[Web] 第20条）、新潟産業大学大学院学則（資料 1-2-1[Web] 第21条）に基づき定められた「新潟産業大学学位規程」（資料 4-5-6）に明示されている。経済学部については詳細事項が『履修の手引き』（資料 1-2-2）に記載され、学生に周知されている。大学院については『大学院ガイドブック』における「4. 学位論文」に手続の詳細が示されている（資料 1-2-3）。学位授与にあたり、経済学部教授会の卒業判定会議と、経済学研究科委員会の審査という責任体制が整えられている。

④適切な学位授与

上述の新潟産業大学学則（資料 1-1-3[Web] 第20条）、新潟産業大学大学院学則（資料 1-2-1[Web] 第21条）、および「新潟産業大学学位規程」（資料 4-5-6）にて定められた手続に従って、客観性・厳格性の確保に留意した上で、学位が授与されている。

学部においては、シラバスに示された評価基準に従って単位が認定され、学則第13条、第19条、第20条で定められた卒業要件に則って、教務委員会の審議を経て経済学部教授会が学位授与の最終判定を行っている。以上により、学位授与の適切性が確保されている。

大学院での学位授与については既に述べた通りである（先述の項目「学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置」を参照）。

⑤学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に関わる全学的な基本方針は、新潟産業大学学則第 19 条、20 条に定められている。また「学位授与方針」(ディプロマ・ポリシー)は学位授与に関する全学的な方針を具体的に示している。さらに単位認定の詳細は『履修の手引き』および『大学院ガイドブック』に記載され、また科目毎の詳細はシラバスにて示されている。

次に、既に【点検・評価項目 4-3】「教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり」で述べた通り、本学では「全学自己点検・評価委員会」および学部・大学院・その他組織の各「点検評価部会」が連携して、全学的な自己点検・評価を実施している。これらの委員会および部会による点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体であり、当然に上述の「学位授与に関わる全学的なルール」が含まれる。

【通信教育課程】

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

単位制度の趣旨に基づく単位認定の方法について、通信教育課程では通学課程に準じて定めている。

1 科目 1 時限当たりの授業は、45～60 分程度の授業動画の視聴と、内容に関連して出題される小テストや課題への解答・提出等の時間と合わせて 90 分の目安となるよう構成されている。

授業動画は、講義系の科目は 10 分のコンテンツが 6 本、視聴以外の課題設定をより多く想定する演習系の科目は 15 分のコンテンツが 3～4 本で制作することを基本にしており、授業の性格によって講義パターンを類型化し効果的な教育を実践できるよう心がけている。

また、オンラインガイドブックにおいて、単位の考え方と算定基準、授業科目の授業形態と単位数を明示している。また、当該授業による教育効果、授業時間外で行う予習復習の事前事後学習時間を記載したシラバスも作成し公開している(資料 4-5-7 [Web]、4-5-8 [Web]、資料 4-5-9 [Web])。

単位制度の趣旨を踏まえ、成績評価は各授業のシラバスに記載した成績評価方法・基準に基づいて行われている。

入学前の既修得単位の認定については、本課程の性格上、編入学・転入学・転籍等を視野に入れた多様なニーズに柔軟に対応する必要性を考慮しつつ、教育上有益性が認められる場合には、「新潟産業大学通信教育部規程」(資料 1-1-4[Web]) および新潟産業大学編入学に伴う既修得単位の取扱いに関する内規」(資料 4-5-2) に基づき適切に認定を行う。

通信教育課程における各授業科目の成績評価方法については、客観性・厳格性の担保のために、シラバスに評価方法と評価基準を記載し、これに基づき授業担当教員は評価を行うことを原則としている。また、成績評価の結果に対する学生の申し立てを受け付ける疑義照会制度も整備している。

通信教育課程の卒業要件は、「新潟産業大学通信教育部規程」(資料 1-1-4 [Web] 第 22 条)に規定されており、学生等に対してはオンラインガイドブックにおいて明示している(資料 4-5-7 [Web])。

(2) 学位授与を適切に行うための措置

学位授与に係る責任体制及び手続の明示および適切な学位授与の措置については、同一の学科である通学課程に準じる。

【点検・評価項目 4-6】

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 (特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)
2	学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・ アセスメント・テスト ・ ルーブリックを活用した測定 ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査 ・ 卒業生、就職先への意見聴取
3	学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

本学では、「学位授与の方針」を基本方針として、各学位課程のカリキュラムが展開されており、個々の授業において、シラバスの評価基準に基づいた学習効果の測定が行われている(各種テスト、定期試験、成果物の発表など)。大学全体としては、GPA 制度が学習成果を測るための標準化された指標として機能している。しかしながら、教育目標の(質的な)達成度を測定する指標の開発は遅れていたと言わざるを得ず、改善策として、2021(令和3)年度の秋学期からは外部アセスメント・テストである GPS-Academic の導入が予定されている。

大学院では、学位論文審査における審査基準が明示されている。この審査基準は、学習成果の到達目標としても機能している。さらに大学院生による中間報告会では、大学院の全担当教員が、院生それぞれの研究内容や進捗状況を確認し、見解やアドバイスを伝えることができ、これによって大学院生は自らの研究の進捗や問題点を把握できる。この点で、これら報告会は学習成果を測定する手段として機能している。

以上に加え、本学では専門的な職業との関連が強い資格、例えば経済学検定試験、経営学検定試験等の受験が奨励されている。試験の結果は、学習成果の測定指標としても活用されている。

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

本学では、学習成果を把握する方法として、以下のような取組みを実施している。

学期ごとに「授業アンケート」を実施しており（資料 4-6-1[Web]）、学習成果についての質問項目を設定しており、（あくまでも学生側からの評価ではあるが）学習成果を教員が把握できるようにしている。また、各々の授業においては、小テスト、定期試験、課題等が、各々の教員によって実施されており、これらは各科目のレベルにおいて、成果を測るための手段となっている。またこれらの手段は担当教員によって評価法が日々改善されている。なお先述のように、全体としての評価手段として、平成 27 年度からは GPA 制度が導入され、令和 3 年度秋学期からは GPS-Academic の導入が予定されている。今後は、全学的に統一された評価法の確立が待たれている。

経済学研究科では、修士論文審査と最終試験によって学習成果が測定されている。なお大学院においても「授業アンケート」が行われており、学生視点での学習成果の評価が行われている（資料 4-6-2）。またアンケートの結果は研究科委員会で検討され、成果の測定のために活用されている。

（3）学習成果の把握及び評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握及び評価の取組みについては、2017 年度の「新潟産業大学自己点検・評価報告書」の段階において、新たな指標の開発の必要性が指摘されていた。それ以前から「授業評価アンケート」や「GPA 制度」は導入されていたものの、教育目標の（質的な）達成度を測定する指標の開発は、課題として残されていた。2021（令和 3）年度秋学期から導入される GPS-Academic は、まさにこの課題を解決するために導入されるものである。以上のように、「学習成果の把握及び評価の取組み」には、全学内部質保証推進組織が大きく関わっている。

補足ではあるが、既に【点検・評価項目 4-3】「教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり」で述べた通り、本学では「全学自己点検・評価委員会」および各「点検評価部会」による、全学的な自己点検・評価が実施されている。これらの委員会および部会による点検・評価の対象は、学部・大学院における教育活動の全体であり、当然に上述の「学習成果の把握及び評価の取組み」も評価・検討対象に含まれてくる、といえる。

【通信教育課程】

（1）学習成果を測定するための指標の設定

通信教育課程の 3 つのポリシーは、本学の教育理念に基づき課程の特性に応じて通学課程とは異なる方針が定められている。

本課程開設にあたり、学習成果を測定する指標の拠所である DP、CP、AP に則り、教育成果を可視化し教育改善を恒常的に実施することを目的に本課程 FD 委員会を中心となって評価指標を定める。

調査結果は同委員会で分析の上、自己点検・評価活動によって、各教員に改善計画を依頼する予定である。

（2）学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

DP に則った指標設定に加えて、学生側の学びの取組みや関与の度合いから導かれる

学習成果の測定についても指標が必要であると捉えており、学習時間や学習意欲、学習への取り組み方などを包括した「学生エンゲージメント」の視点を踏まえた指標設定を採用し、学生調査等を活用して学習成果の把握を行う計画である。

【点検・評価項目 4-7】

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価に関しては「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価の項目）第4号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の点検・評価項目 2-5 において記述したとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、学部においては、経済学部点検評価部会が、通信教育課程においては通信教育点検評価部会が、経済学研究科においては、大学院点検評価部会が、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果は全学自己点検・評価委員会に報告される。全学自己点検・評価委員会は、各部会との間で、質問・回答の交換を行いながら総括した上で、問題点等の改善活動に結びつけている。

点検・評価の根拠資料としては、「授業アンケート」「学生生活アンケート」「GPA」「単位取得率」「修業年限での卒業率」「除籍・退学率」「科目ごとの成績評価」等を適切に活用している。

学部では、各学科において現カリキュラムの教育課程及びその内容、方法の適切性について、点検・評価・見直しを行っている段階である。

（2）点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法について、点検・評価結果に基づいて以下のような改善・向上への取り組みを実施している。

専門教育科目の基礎・基幹・展開の検討、学部共通科目の授業運営の見直し、教育内容・方法の充実を図っている。

本学では「新潟産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」（資料4-1-22）を定め、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という）を中心に、授業改善や授業評価の取り組みが行われている。具体例として、FD委員会が定期的実施する「授業評価アンケート」がある。このアンケートの結果は、授業担当教員にフィードバックされ、否定的評価の多かった教員には「授業改善計画書」の提出が義務付けられている。以上のようなプロセスを通じて、本学では定期的な点検・評価の機会が設けられている。

また、点検・評価の結果に基づいて、授業担当教員が個別に授業を改善するのみなら

ず、結果そのものを全体的にFD委員会で精査・分析しており、全学的な教育課程の改善・向上のために利用している。全学的な取り組みとしては、例えば授業改善のための「意見交換会」がある（【点検・評価項目 4-3】の「個々の授業科目の内容及び方法」を参照）。またアンケート結果が、大学ホームページでも公開されている（資料4-1-23）。

【通信教育課程】

(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用

通信教育課程では、LMSの受講管理機能を活用し、15回全ての授業回において、それぞれ受講後に授業アンケートを実施し、「理解」「興味・意欲」「教授法の適切性」「満足」「学習時間」について受講者の意識調査を行う。
また、各学期終了時には、本課程の全体的な満足度に関するアンケート調査を行う。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

上記に基づき、同様に学生の受講状況および単位修得状況等のデータもLMSを通じて採取できることから、意識調査データと受講・単位修得状況データとの相関性や、本課程に学ぶ学生の背景的属性と関係性を視野に入れた分析が可能である。これらは、通信教育課程会議ならびに通信教育課程FD委員会等において点検や分析を行い、授業改善や教育効果向上の諸策に活用される。

【点検・評価項目 4-8】 ※専門職大学限定の点検・評価項目につき省略。

【点検・評価項目 4-9】

各学部・研究科等は、通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19への対応・対策として、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動においてどのような工夫を講じたかを記述。また、こうした教育活動の効果についても記述【必須】

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	各学部・研究科等の教育活動に係るCOVID-19への対応・対策は、教育の質の維持・向上の観点から適切かつ有効であるか。

2020（令和2）年度春学期の授業については、学部教育の更なる発展に向けた「多様な学び」の一つの機会として前向きに捉え、インターネットを利用したオンライン授業を実施した。本学オンライン授業は、通常の時間割通りに行い、授業配信方法も教員の生配信「ライブ授業」方式で、グループワークも実施するなど、通常と近い授業形態となるよう努めた。

このオンライン授業の実施にあたり教育の質の維持・向上の観点から、Zoom操作説明会、授業方法等の検討会を行い、またオンライン授業の「授業評価アンケート」、授業相互見学をもとにオンライン授業に関しての「意見交換会」などを実施し、その内容を踏まえてオンライン授業の改善、向上に向けて取り組んでおり適切である。

【通信教育課程】

本学通信教育課程は、設置計画の段階からオールオンライン・オールオンデマンドによる教育を前提としたものとなっている。本課程を計画どおり効果的に運用することが、そのままCOVID-19への対応・対策に直結するものと考えている。

2. 長所・特色

【経済学部】

- ①「地域に学び、地域をおこす」地域実践教育プログラムによって、柏崎市や新潟県内でのフィールドワークや課題解決学習といった、地域の企業や行政などと協働した実践的な学びを積極的に取り入れている。1、2年次の「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」と3、4年次の「ゼミナール（地域活性ゼミナール）Ⅰ～Ⅳ」を軸としたこれらの取り組みは学生の主体的参加を促すとともに、実際に地域社会に貢献する多彩な活動や調査研究などが展開されており、本学の地域密着型教育を大きく特徴付けている。
- ②入学後、無理なく大学での学びに移行できるようにリメディアル教育を取り入れている。「生活数学」や「英語表現」等の基礎科目群、1年次からの「基礎ゼミナール」等がそれに該当する。またキャリアデザイン科目についても1年次からスタートすることで、自身のキャリア形成や卒業後の進路に向けての知識の習得、意識の醸成を目指している。
- ③FD委員会による「授業評価アンケート」を春学期・秋学期に実施しており、結果が担当教員にフィードバックされている。また、教員による「相互授業見学」も行われている。この他、全教員参加の「FD研修会」が開かれるなど、FD活動が盛んである。
- ④広報誌、地元メディア、SNS等を通じて、学生による地域貢献活動やFD活動、部活動の成績などが広く広報されており、活発な情報提供が行われている。またシラバスや授業評価アンケートの結果、自己点検の結果など、ホームページを通じて様々な情報を公開している。

【通信教育課程】

「オンライン上で全てが完結する大学」として、受講はもとよりカリキュラムや科目の情報・シラバス等の参照、および学生が必要に応じて行う情報検索・資料の閲覧等を、Webを介して一元的に活用し理解を深めることが可能であり、高い学習効果が期待される。

また、開講前年度に予めコンテンツの作成を行うことから、シラバスとの整合性の確認が明快であり、シラバス記載内容を適切かつ効果的に教授する手法を各回の収録を通じて再構築できる利点がある。

3. 問題点

【経済学部】

- ①学位授与方針を定め、大学ホームページに公表しているが、通学課程の「学士（経済学・経営学）」及び「学士（文化経済学）」の学位授与方針は、経済学部で一括りの記載とな

っており、明確に学位ごとに明記していない。学位ごとに明確に適切に授与方針を策定する必要がある。

- ②学生の学習成果を評価するための質的・量的な評価指標の開発が待たれている。より具体的には、「学位授与方針に掲げる能力・資質を、どれだけ身に付けたか」を評価する手法の開発が課題となっている。その解決策として、今秋からGPS-Academicが導入された。今後はその運用も含めて、全学的に統一された評価法の確立が課題となる。教務委員会や教授会を通じた検討を行い、改善策を策定・実施する必要がある。
- ③地域実践教育プログラムの中軸をなす1、2年次の「地域理解ゼミナール」と3、4年次の「ゼミナール（地域活性ゼミナール）」であるが、1、2年次で学ぶ6分野と3、4年次にゼミナールが開講されている専門分野（経済経営学科4分野、文化経済学科4分野）が必ずしも一致していない部分がある。例えば「地域理解ゼミナール」では「地域観光・スポーツ分野」の授業があるが、「地域活性ゼミナール」では「地域スポーツ分野」を専門に扱うゼミナールがいずれの学科でも開講されていない。学生の興味関心に応じて4年間を通じて学びを深めていく上で1、2年次の学習分野と3、4年次のゼミナール開講分野のスムーズな接続が課題となっている。これについては、「地域理解ゼミナール」の調整担当者を中心とした担当教員による会議、両学科会議、教務委員会、さらには教授会等を通じて検討を行った上で、改善策を講じる必要がある。
- ④基礎ゼミナール及び専門ゼミナールの担当教員による「ポートフォリオ評価」が1年次から4年次まで引き継ぐ形で行われているが、これに加えてキャリア形成と就職活動に関わる「キャリアポートフォリオ」が3～4年次において実施されている。これらの内容の重複も含めて、両方のポートフォリオを再検討して統合していくこと、および統合に基づいた評価指標を開発すること、さらにはその運用法を確立することが今後の課題となる。このことについては、教務委員会や就職委員会、教授会等を通じた検討・改善が必要である。
- ④2019（令和元）年度から開講した「地域理解ゼミナール」をはじめとした現行のカリキュラムやその運用実態の一部について、現在大学ホームページ上での記述が反映されていない状況がある。本学の学びの特色を学内外に広く周知するためにも、内容の更新が急務となっている。現在、入試・広報委員会を中心にホームページのリニューアルが進められているが、さらに教務委員会や両学科会議等で内容をよく検討し、より現状に即した記述に変えていく必要がある。
- ⑤今後、現行のカリキュラムの整備を進めていく必要がある。現行の「専門教育科目」について、学部の各学科において専門の学びを行うにあたっての導入段階としてまず「専門基礎科目」を設定し、授業科目間の関係性や履修の順序に留意し段階的に「専門基幹科目」、「専門展開科目」の順に科目を開設するようにカリキュラムを改正する。カリキュラム整備については、「経営改善計画」を基に、学長・副学長等会議、教授会、両学科会議、さらには教務委員会など様々な会議での検討を経て、今後も改善に向けて全学的な取組みを実施・継続する必要がある。

【通信教育課程】

授業コンテンツ制作の過程で、担当教員は、映像あるいはオンデマンドならではの教授手

法を開発することになる。通信教育課程の特性を生かし、授業を工夫して学習を活性化する目的において、コンテンツの内容については、共通するイメージの保持やある程度の授業展開の統一性を考慮する必要がある一方、教員が持つ専門的能力と、対面授業でこれまで培われた教育研究経験が存分に活かされるよう心がける必要がある。

また、一旦授業コンテンツが完成してしまうと、改善案を直ちに反映させることが収録日程上難しい面があるが、授業アンケート等の結果から導かれる客観的判断材料は貴重かつ重要で迅速な対応が必要であるものと捉え、これに基づき随時改善を行っていく環境を構築する必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、大学全体の「建学の精神」「教育理念」をもとに「大学の目的」と「教育目標」を定めている。さらにこれらを基に、各学部・学科・大学院における「ミッション」「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」を定め、適切に公表している。

本学の教育課程は、学年毎に、学位課程に基づいた内容と科目を配置しており、これらの科目は「履修モデル」や「科目ナンバリング」によって体系化・可視化されている。教育課程は学生にも周知されており、適切な履修が行えるよう配慮されている。さらに、単位制度の趣旨に基づいた単位認定が行われている。

本学は「地域に学び、地域をおこす」地域実践教育大学を標榜しており、本学の学びの特色である地域実践教育プログラムによって、柏崎市や新潟県内でのフィールドワークや課題解決学習といった、地域の企業や行政などと協働した実践的な学びを積極的に取り入れている。1、2年次の「地域理解ゼミナールⅠ～Ⅳ」と3、4年次の「ゼミナール（地域活性ゼミナール）Ⅰ～Ⅳ」を軸としたこれらの取り組みは学生の主体的参加を促すとともに、実際に地域社会に貢献する多彩な活動や調査研究などが展開されており、本学の地域密着型教育を大きく特徴付けている。

また本学では初年次教育・高大連携に配慮しており、無理なく大学教育に移行できるように、基礎科目、基礎ゼミナール等の科目が配置されている。さらに、本学の特徴である地域振興や就職支援の取り組みなども1年次からスタートする。これらは主体的な学習を活性化する取り組みでもあり、早い段階からスタートする。

FD活動については、FD委員会による「授業評価アンケート」の実施と教員に対するフィードバック、教員による「相互授業見学」「FD研修会」等の様々な活動が行われている。

内部質保証体制については、2019年に規程を改正し、学長のリーダーシップのもと「学長・副学長等会議」が責任を負うこととし、そのもとで「質保証会議」が組織的な推進を行うことと定めている。これにより内部質保証の責任の所在が明確化された。また「学長・副学長等会議」が組織する「全学自己点検・評価委員会」により、全学的な自己点検が行われている。以上のように、本学では内部質保証に関する検証体制の整備が進行している。

なお、2020年度からカリキュラム改革が行われ、科目群を「基本教育科目」と「専門教育科目」に大別した。カリキュラム改革は今後も引き続き行われる予定であり、現行の「専門教育科目」について、授業科目間の関係性や履修の順序に留意して、段階的に「専門基礎科目」、「専門基幹科目」、「専門展開科目」を開講することで、より明確で体系化されたカリキ

ュラムの展開を進めていく。また、今後はカリキュラム改革に加えて、「問題点」に挙げた諸点の改善に取り組み、さらに、今回の自己点検・評価の結果をふまえた改善策の検討および実行、「経営改善計画」に基づく改革の着実な実施を推し進めていく。

第5章 学生の受け入れ

【大学基準5】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目5-1】

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
2	下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・ 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・ 入学希望者に求める水準等の判定方法

【経済学部及び経済学研究科】

経済学部経済経営学科および文化経済学科、そして経済学研究科（修士課程）においては、本学の理念・目的、それぞれの学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針にもとづいて、学生の受け入れ方針を以下のとおり定めている

まず、学習意欲の高い生徒、学生、社会人等に広く門戸を開いている。そして、本学が求める人物像（学生像）を、意欲と興味関心の方向性において次のとおり定め、経済学部の入学者の受入方針の中に共通の学生像として位置づけている。

（経済学部）入学者の受入方針

本学が求める人物像

1. 自立と自分を高めることに意欲のある人
2. 自らを取り巻く社会の仕組みと変化に関心のある人
3. 地域の経済や文化活動に興味があり、その継承、維持、発展に貢献したいと考える人

入学までに学んで欲しい内容など

1. 高等学校等の課程全般にわたる基礎的な内容を理解すること
2. 特に国語・数学・英語や社会科目などを意欲的に学ぶこと
3. 各分野の資格取得にチャレンジすること

上記の入学者の受入方針は、大学ホームページ（資料5-1-1 [Web]）、『大学案内』（資料5-1-2 p.66）、『入学試験要項』（資料5-1-3 p.1）に明示し、周知している。また、高校生等受験生には進学説明会やオープンキャンパスにおいて説明周知し、新潟県内高等学校の進路指導担当教員には、本学教職員による高校訪問や毎年度開催される『新潟県大学ガイ

ダンスセミナーII』（資料5-1-4）において説明周知している。

外国人留学生の受け入れ方針としては、『学校法人柏専学院事業計画』（資料5-1-5 p.7）に記載のように、「海外入試は長年関係を築いてきた中国内モンゴル自治区及びモンゴル国を重点募集地域とし、安定的に留学生を受入れる。国内在住留学生入試では、重点募集地域以外からの留学生も受入れる。」こととしている。大学ホームページには、モンゴル語、中国語、英語、韓国語の4ヶ国語で本学の教育内容等を紹介し、入学試験要項を英語、中国語、韓国語の3ヶ国語で周知している（資料5-1-6 [Web]）。

大学院経済学研究科（修士課程）においては、大学、経済学部、経済学研究科に共通する求める人物像を明示するとともに、経済学研究科として独自に求める人物像を二項目加えた入学者の受入方針を以下のとおり定め、大学ホームページ（資料4-1-2 [Web]）、『大学院案内』（資料5-1-7）、そして『大学院学生募集要項』（資料5-1-8）に明記し周知している。

大学院経済学研究科のアドミッション・ポリシー

<本学が求める人物像>

1. 自立と自分を高めることに意欲のある人
2. 自らを取り巻く社会の仕組みと変化に関心のある人
3. 地域の経済や文化活動に興味があり、その継承、維持、発展に貢献したいと考える人
4. 学部レベルでの経済学・経営学に関する基礎的な知識を保有し、学部で受けた教育を更に発展させ、高度な専門的知識の習得を目指す人
5. 本研究科の3つの学問領域（注）に関わる興味と学習意欲のある人

（注）経済領域、社会情報分析領域、マネジメント領域の3つの学問領域は大学ホームページ等のカリキュラム・ポリシーに明示している。

【通信教育課程】

（1）学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本通信教育課程の編成・実施方針は、学位授与の方針である「経済学・経営学分野に関する基礎的・基本的な知識の習得」を達成するために策定されている。

これを踏まえ、入学者受入方針は、本学の教育理念に基づき編成されている教育課程に適う入学希望者を求めるものであり、つぎのとおり定め、入試要項とWebサイト上で公開している（資料4-1-3 [Web]）。

経済学部 経済経営学科 通信教育課程の入学者受入方針

1. 経済学・経営学分野に対する興味や関心と学部教育に対する学習意欲を

- 有している。
2. 高等学校で履修した主要科目について、教科書レベルの基本的な知識を有している。
 3. 自分の考えを適切に表現することができ、他者に対して的確に伝えることができる。

(2) 学生の受け入れ方針の設定（・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像・入学希望者に求める水準等の判定方法）

出願書類として入学希望者に提出を求める調査書及び志望動機書等により、受け入れ方針に則って判定を行う（資料1-1-5）。

志望動機書により、当該分野に対する興味や関心と学習意欲および自己表現力と伝達力を判定する。また、調査書により、高等学校主要科目についての基本的な知識を判定する。高等学校既卒の社会人等については、レポートを課し、思考力や表現力、構成力等を総合的に判断する。

【点検・評価項目 5-2】

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
2	授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3	入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
4	公正な入学者選抜の実施
5	入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

経済学部は入学者の受入方針において、入試区分ごとの入学者選抜方針を定め、入学試験を実施している（資料5-1-3 p.1）。

その他、国内・海外留学生入学試験、社会人 A0 試験、帰国生入学試験、編入学・転入学試験をそれぞれの入学試験要項にもとづいておこなっている。

留学生入試については、主に中国およびモンゴルで海外入試を実施し、日本国内入試は本学と東京で実施している。外国の中等教育機関の卒業時期に配慮し、春学期入試の他に秋学期入試を実施している。また本学は、アドミッション・ポリシーにあるとおり社会人にも広く門戸を開き、社会人が自分のライフサイクルに合わせて、無理なく長期に履修計画を立てて学ぶことができるように長期履修学生制度（資料 5-2-1）およびシニア学生学納金軽減制度（資料 5-2-2）を整備している。

経済学部 経済経営学科 通信教育課程においては、入学者の受入方針にもとづき、学生募集および入学者選抜運営を行う入試・広報委員会と、合否判定を担当する通信教育課程会議

が役割分担を行い、双方を兼務する教職員が中心となって連携して適切に入学者選抜を行っている。

入試区分としては、一般選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用選抜の3区分を設け、学習意欲の高い生徒・学生・社会人など広く入学希望者を受け入れている。その方法については、毎年度当初に入試・広報委員会および通信教育課程会議が原案を作成し経済学部教授会の審議を経て学長が決定し、遅滞なくmanagara ホームページ（資料5-2-3）および『ネットの大学managara 大学案内』（資料5-2-4）に掲載している。そして、その詳細については『募集要項』（資料5-2-5）に明示している。また、入学者選抜試験の合否判定は通信教育課程会議が原案を作成し、経済学部教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学者選抜における課題テーマの設定については、通信教育部長が全般の管理を行っている。課題テーマの設定は、経済学部長と通信教育部長、入試・広報委員長が協議しておこなっている。

（2）授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

経済学部においては、入学検定料や学納金などの諸費用に関する情報は『大学案内』（資料5-1-2）、『入学試験要項』（資料5-1-3）、大学ホームページ [学納金・入学検定料]（資料5-2-6 [Web]）、に明示し、周知している。また、一般選抜や大学入学共通テスト利用型選抜では、得点率上位の入学者に対して特待制度があり、これらについても『大学案内』（資料5-1-2）、『入学試験要項』（資料5-1-3）、大学ホームページ [入試情報]（資料5-2-6 [Web]）などの該当ページに記載し周知している。さらに、奨学金などの経済的支援については、日本学生支援機構奨学金、高等教育の就学支援新制度、新潟産業大学独自の貸付制度、その他の奨学金や教育ローンなどの情報を『大学案内』（資料5-1-2）、大学ホームページ [奨学金・経済的支援]（資料5-2-6 [Web]）などの該当ページに記載し、周知している。

経済学研究科（大学院修士課程）についても、入学検定料や学納金などの諸費用に関する情報や奨学金などの経済的支援については、『大学院学生募集要項』（資料5-1-8）や大学ホームページ（資料5-2-6 [Web]）などの該当部分において明示し、周知している。

通信教育課程においては、入学検定料や学納金などの諸費用に関する情報や奨学金などの経済的支援については、『ネットの大学 managara 大学案内』（資料5-2-4）や大学ホームページ [学費（大学卒業を年間30万〜）]（資料5-2-7 [Web]）に掲載し、周知している。

（3）入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

（4）公正な入学者選抜の実施

（5）入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

【経済学部】

入学者選抜における入試問題の作成は、入試広報委員長を入試問題作成委員長とし、入試問題作成全般の管理を行っている。入試問題の作成は、経済学部長と入試問題作成委員長が協議しておこなう。下記の入試区分における一般入試の問題作成に際しては、入試問題作成委員長が試験科目ごとに経済学部教員に作成を委嘱している。この試験科目ごとの担当教

員が協働し、入試問題の良否検討と複数回の校正、入学試験実施後の採点と採点チェックを行っている。

本学の学生募集および入学者選抜試験については、経済学部に通学課程においては、経済学部教職員複数名で構成する入試広報委員会と事務組織の入試・広報課が中心となつて、経済学部のアドミッション・ポリシーにもとづいて行っている。その方法については、毎年度当初に入試・広報委員会が原案を作成し経済学部教授会の審議を経て学長が決定している。また、入学者選抜試験の合否判定は入試広報委員会が原案を作成し、経済学部教授会の審議を経て学長が決定している。

障がいのある学生の受け入れについては、「障がいのある学生が修学に支障のないように支援する。」との本学の修学支援の方針の趣旨に基づいて個別対応することを方針としている。具体的には、志願者本人に対し授業体験や施設確認を実施するとともに、志願者とその保護者はもとより、志願者が就学する学校の職員、医療関係者を交えて、入学試験の態勢や入学後の支援体制等の協議を複数回実施した後、出願の手續へ進めている。

【通信教育課程】

経済学部 経済経営学科 通信教育課程においては、通信教育課程会議が入学者の受入方針に基づき、入学者選抜試験を行っている（資料 5-2-8 第 4 条第 2 号、第 7 条第 2 項第 1 号）。

入試区分としては、一般選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用選抜の3区分を設け、学習意欲の高い生徒・学生・社会人など広く入学希望者を受け入れている。

例えば、一般選抜の出願書類としては、入学希望者に提出を求める調査書および志望理由書、そして課題作文（レポート）等により、受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に則って判定を行う。調査書により、高等学校主要科目についての基本的な知識を判定する。また志望理由書により、当該分野に対する興味や関心と学習意欲および自己表現力と伝達力を判定する。また、課題作文を課し、思考力や表現力、構成力等を総合的に判断する。

その方法については、毎年度当初に通信教育課程会議が原案を作成し経済学部教授会の審議を経て学長が決定し、遅滞なく大学ホームページ（資料5-2-3 [Web]）に掲載している。また、入学者選抜試験の合否判定は通信教育課程会議が原案を作成し、経済学部教授会の審議を経て、学長が決定している。

入学者選抜における入試問題の作成については、通信教育課程会議が問題作成全般の管理を行っている。入試問題の作成は、経済学部長と通信教育部長が協議して行っている。

【経済学研究科】

経済学研究科（大学院修士課程）においては、経済学研究科のアドミッション・ポリシーにもとづいて、研究科の教員複数名で構成する研究科委員会が中心となつて学生募集および入学試験を実施しており、入学試験の合否判定は、研究科委員会の審議を経て、学長が決定している（資料 1-2-1 [Web] 第 24 条、資料 5-2-9 第 4 条第 2 号）。

入学者選抜は、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の3区分を設置し、前期日程（10月）と後期日程（2月）の2回実施するほか、本学経済学部を卒業見込みの学生を対象

とした学内推薦入試（学内選考）も学内掲示等で周知し実施している。

経済学研究科の学生募集については、『大学院案内』（資料5-1-7）および『大学院学生募集要項』（資料5-1-3）に明示している。『大学院案内』『大学院学生募集要項』および『大学院入試過去問題集』（資料5-2-10）は、新潟県内および隣県の社会科学系統の大学や柏崎商工会議所、長岡商工会議所等に配布し周知を行っている。

入学試験は筆記試験と面接試験を実施しており、入試問題の作成は、研究科長が研究科構成員の中から問題作成担当者を選び委嘱している。この問題作成担当の教員間で問題の良否検討と複数回の校正、入学試験実施後の採点と採点チェックを行い、採点の直後に、研究科長は研究科委員会において合否判定会議を開き合否原案をまとめる。合否原案は遅滞なく学長に報告され、学長が合否を決定している。

また経済学研究科においても、社会人にも広く門戸を開くために長期履修学生制度（資料5-2-11）を設けている。

【点検・評価項目 5-3】

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 ・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士】のみ） ・ 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】のみ）（該当なし。） ・ 収容定員に対する在籍学生数比率 ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（1）入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

最近の過去5か年度（2017年度入試～2021年度入試）における経済学部、経済学研究科（大学院修士課程）の入学・編入学に関して、志願者数、合格者数、入学者数、入学定員数、在籍学生数、収容定員数、そしてそれらにともなう入学定員充足率（入学定員に対する入学者数比率）、収容定員充足率（収容定員に対する在籍学生数比率）を大学基礎データ（表2）に示す。またこれらの入学に関するデータにおいて、経済学部および経済学研究科（大学院修士課程）の各入試区分の構成を大学基礎データ（表3）に示す。

①入学定員に対する入学者数比率（【学士】のみ）

②収容定員に対する在籍学生数比率

過去5か年度（2017年度入試～2021年度入試）における経済学部（通学課程）の入学定員に対する入学者比率（以後、入学定員充足率という。）は2017年度：82%、2018年度：91%、2019年度：109%、2020年度：101%、2021年度：83%であった。また、同じく経済学部の収容定員に対する在籍学生数比率（以後、収容定員充足率という。）は、2017年度：79%、2018年度：84%、2019年度：88%、2020年度：93%、2021年度：90%であった。

このように入学定員割れ、収容定員割れが近年続いていた経済学部にあっては、学生募集活動の自助努力によって最近の経済学部の入学定員充足率は回復に転じ、2019年度、2020

年度と連続して 100%を超え、また収容定員充足率も徐々に向上し、2018 年度に 80%台を回復し、2020 年度には、93%となった。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が日本においても顕在化した 2020 年度には、特に、いわゆる「一般入試」、そして「国内留学生入試」の入学者数の減少などにより、2021 年度入試においては再び入学定員充足率は 82%に下がり、収容定員充足率も 90 %となり、入学者の安定的な確保は課題として残る。

2021（令和3）年4月に開設した経済学部経済経営学科通信教育課程は、例年であれば8月に設置審査の結果が出るころ、新型コロナウイルス感染拡大により、認可が10月下旬にずれ込んだ。その通信教育課程の2021年度入試については、学生募集活動のスタートが約3ヶ月遅れたことで、入学定員300人に対して第1期生の入学者は198人、入学定員充足率は66%となった。募集広報期間を十分にとれる2022年度入試においては、入学定員の確保はもとより、設置2年目2学年の収容定員600人の学生確保を目指す。

経済学研究科（大学院修士課程）は、入学定員 10 人、収容定員 20 人である。大学基礎データ（表 3）のとおり入学定員割れが続いているが、2021 年度入試においては 8 人が入学し、入学定員充足率は 80%、収容定員充足率も 85%に向上した。

③収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

2021年度現在、通学課程、通信教育課程、経済学研究科（大学院修士課程）のいずれも収容定員充足率100%を下回っている状況であるが、2022年度入試に向けた学生の目標としては入学定員の確保とし、この達成に向けて下記の 2. 長所・特色で述べるように、様々な施策を講じているところである。

【点検・評価項目 5-4】

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」（資料2-3-1 第3条 第5号）として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の点検・評価項目 2-5 において記述したとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、学部においては学生募集点検評価部会及び通信教育点検評価部会が、経済学研究科においては大学院点検評価部会が行い、その結果は全学自己点検・評価委員会に報告される。全学自己点検・評価委員会は、各部会との間で、質問・回答の交換を行いながら総括した上で、問題点等の改善活動に結びつけている。

また、年度ごとの点検としては、学生募集および入学者選抜は、入学者の受入方針に基づいて、経済学部には入試・広報委員会が行い、経済学研究科には研究科委員会が行っている。入試・広報委員会、研究会委員会、それぞれの委員会には、学長・副学長等会議の構成員である副学長または学長補佐を委員として置き、検証過程および検証結果を

学長・副学長等会議の議題とし検証している。

経済学部通学課程の学生募集および入学者選抜については、入試・広報委員会において現況報告と分析、問題点の改善等を行っている。その内容は、経済学部教授会の報告事項または審議事項として取り上げられている。特に、当年度入試結果の分析は毎年5月の入試・広報委員会で検証を行い、次年度入試の学生募集目標を設定している（資料5-4-1）。この検証結果と目標設定は、学長・副学長等会議において更に検証された後、経済学部教授会において検証している。

入試問題作成については、毎年度、入試問題作成委員会において前年度の入試問題の難易度や内容の分析を行うとともに、次年度入試に向けて機密の保持、出題ミスの防止、出題難易度等について検証している。

経済学部 経済経営学科 通信教育課程の学生募集および入学者選抜については、通信教育課程会議において現況報告と分析、問題点の改善等を行っている。

経済学研究科（大学院修士課程）の学生募集および入学者選抜については、毎年度入学試験終了後の研究科委員会において、社会の変化や受験生の動向などを踏まえて、学生募集広報の工夫や選抜方法の見直しなど入学者選抜の全般について検証している。また、過去5年の入学者のうち9割以上が本学経済学部の外国人留学生であることから、学内推薦入試（学内選考）の学内説明会を開催している。さらに、学外の志願者、入学者を獲得するために、ウェブサイトや広報チラシによって、地域の社会人に対して、学び直し・生涯学習の意義を訴えるとともに、大学院長期履修学生制度（資料 5-2-11）の利用等、学び易さを周知している。

点検・評価の根拠資料としては、「入試区分別の志願者数及び入学者数」「入学定員充足率」「収容定員充足率」「オープンキャンパス参加状況」「入学者アンケート」「非入学者アンケート」「受験生の入学試験成績」「志願者・入学者の出身高校」「選抜方法」等を適切に活用している。

【点検・評価項目 5-5】

入試において、COVID-19 への対応・対策としてどのような措置 を講じたかを記述。

【必須】

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	入試において大学が講じた COVID-19 への対応・対策は、入試の公平性・公正性の観点から適切であるか。

新型コロナ禍の最中、2021（令和3）年度入学試験の実施は、2020（令和2）年4月に発足した本学の「新型コロナウイルス感染症対策委員会」の方針に従い、また、文部科学省の『令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン』に沿って実施した。具体的には、2021（令和3）年度入学試験のすべての入試区分において、すべての受験者に対しマスクの着用を義務付け、手指消毒および検温を実施し、座席の配置における身体的距離の確保、また面接室、試験屋、待機室の換気を定期的に行うなどの対策を講じた。また発熱が判明した場合は、試験日当日は受験させず、追試験実施の態勢を整えた。これらの措置はすべての受験生に対して一様に適用するものであり、入学試

験実施における公平性・公正性は確保されたと考えられる。

さらに、2021（令和3）年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、本学の入学試験における対応方針について、大学ホームページウェブサイト【受験生の方へ】新型コロナウイルス感染症拡大に伴う本学の入学試験における対応について（資料5-5-1 [Web]）において周知をおこなっている。

また、通信教育課程の入学試験については、試験会場に会場での面接審査や学力考査などは行わない入学試験であり、上記のような感染対策を実施する必要は生じなかった。

2. 長所・特色

上記の「1. 現状説明」を踏まえ、学生募集広報活動を強化しているところ、特につぎの点を特色としている。

- ①新潟産業大学附属高校及び第一学院高等学校からの推薦入学者確保
- ②強化指定部（スポーツ）の推薦入学者確保
- ③外国人留学生の確保
- ④ウェブサイトの訴求力改善による、問い合わせ件数増加、資料請求件数増加、ネット出願の導入
- ⑤受験生サイト「産大 navi」のコンテンツ充実により在学生、卒業生の活躍など情報発信
- ⑥「学生広報チーム」を結成し、学生目線の大学魅力発信

今後さらに、オンライン・オープンキャンパスのコンテンツ充実、そしてオンデマンドの大学紹介用動画コンテンツの作成・拡充にも努めていく予定である。このように、入試・募集活動に関する情報ばかりでなく、本学の教育活動、正課外活動等様々な活動、情報を発信し、さらに新潟産業大学公式ツイッター、学生広報チーム公式ツイッター、通信教育課程公式ツイッターなどの SNS にも載せて発信することにより、大学の認知度向上につなげている。

3. 問題点

【経済学部（通学制）】

- ①経済経営学科の過去5年（2017年度～2021年度）の入学定員に対する入学者数比率の平均値は1.09であるが、文化経済学科の平均値は0.72と低い。特に、2020年度0.78、2021年度0.58と大きく入学定員割れしており、改善する必要がある。
- ②経済学部全体の収容定員充足率が、2020（令和2）年度0.93から2021（令和3）年度0.90に下降しており、改善する必要がある。
- ③学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制については、「新潟産業大学入学者選抜規程」（資料5-1-9）及び「新潟産業大学入学者選抜試験に関する細則」（資料5-1-10）に定めているが、経済学部の入試区分が旧いままであり、大学院と通信教育課程については規定化が遅れているので、早急に規程改正する必要がある。

4. 全体のまとめ

以上のような学生の受け入れの現状と取り組みを踏まえ、新潟産業大学経済学部通学課程、経済学部経済経営学科通信教育課程、大学院経済学研究科（修士課程）において、入学定員充足率および収容定員充足率100%を目指して、学生募集広報部門のみならず全学的に、大学の魅力向上と魅力の見える化（広報）の施策を講じていかなければならない。

第6章 教員・教員組織

【大学基準6】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目6-1】

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
2	各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

大学として「求める教員像」は、2016（平成28）年の全学自己点検・評価及びその改善活動において、つぎのとおり設定している（資料2-1-1[Web]）。専門分野に関する能力については、経済学部にあつては、新潟産業大学教員選考基準に（資料6-1-2）、経済学研究科にあつては新潟産業大学大学院教員の資格審査基準に定めている（資料6-1-3）。

<求める教員像>

1. 建学の精神・教育理念、大学及び経済学部、大学院経済学研究科それぞれの目的をよく理解し、経済学部及び経済学研究科の各ミッション遂行に邁進する教員。
2. 教育への情熱を持ち、高い徳性を備え、学生の主体的成長を導く教員。
3. 研究に励み、その成果を教育活動と社会に還元する教員。

経済学部及び経済学研究科の「教員組織の編制方針」も、2016（平成28）年の全学自己点検・評価及びその改善活動において、つぎのとおり策定し明示している（根拠資料2-1-1[Web]）。

<教員組織の編制方針>

1. 大学設置基準および大学院設置基準を遵守する。
2. 大学、経済学部、大学院経済学研究科それぞれの目的の達成及び経済学部、経済学研究科の各ミッション遂行に向け、それぞれのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーにもとづいて学生を育成する適切な教員組織を編制する。
3. 教員の募集、採用、昇格は、配置の適切性、選考審査の透明性を確保する。
4. FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動と教員の自己点検を推進し、教員の質向上を図る。

【点検・評価項目 6-2】

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
2	適切な教員組織編制のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性 ・ 各学位課程の目的に即した教員配置 ・ 国際性、男女比 ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
3	教養教育の運営体制

（1）大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

設置基準上で求められている学部及び大学院における専任教員数については、毎度、条件を満たしていることを確認している（根拠資料：大学基礎データ表1・表5）。

（2）適切な教員組織編制のための措置

①教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

「求める教員像、教育組織の方針」にもとづいて、大学、経済学部、大学院経済学研究科の目的の達成、及び経済学部、経済学研究科それぞれのミッション遂行と、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの実現に資するため、学生を育成する適切な教員組織を編制し、配置している。

②各学位課程の目的に即した教員配置、および国際性、男女比

教員組織の編制方針にもとづき教員組織を整備する仕組みとして、専任教員の人事計画および配置枠の決定は「新潟産業大学専任教員の人事に関する規程」により、学長を委員長とする人事委員会において検討し学長が決定している。この人事委員会の検討に資するために、経済学部長、経済学研究科長、経済経営学科主任、文化経済学科主任は教員組織の編制方針および教育課程にもとづいて、教員の配置要望を行うこととし、配置要望の取りまとめは経済学部長が行っている。現時点で国際性、男女比については配慮が必要である。

③特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

2021（令和3）年5月1日時点、25名の専任教員が在籍しており、教授14名、准教授3名、講師6名、助教2名、助手2名を配置している。専任教員の年齢構成の割合は、学士過程において70～79歳が12.0%、60～69歳が32.0%、50～59歳が36.0%、40～49

歳が6.0%、30～39歳が4.0%となっており、修士課程において70～79歳が11.1%、60～69歳が55.6%、50～59歳が11.1%、40～49歳が22.2%と、やや高齢層に偏っている（大学基礎データ 表5）。

④教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
 教員組織の編成方針に基づき、学部、研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けている。教員組織は、教育目標やDP及びCPの実現に資するため、各学部各学科の主要分野の授業科目数や単位数に応じて、各専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授、准教授を配置している。

⑤研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科教員は、学部所属であるため研究科に特化した人事は行っていないが、研究科の科目担当も考慮した人事及び資格審査を行っている。大学院設置基準上必要な専任教員数について、経済学研究科経済分析・ビジネス専攻（修士後期課程）において研究指導教員7名、研究指導補助教員2名がおり、2020（令和2）年4月1日においては大学院設置基準を満たす状況となっている。

⑥教員の授業担当負担への適切な配慮

各教員の授業負担の確認は、各学部各学科で実施しており、教員の授業負担を解消させるための措置として、退職教員を考慮した授業科目の見直し等が講じられている。

（3）教養教育の運営体制

学部教育における教養教育は、基本教育科目の区分の下に教育課程を編成しており、これらの科目では全学教務委員会の下で、各学部所属の教員が組織的に連携して授業を行っている。

【点検・評価項目 6-3】

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
2	規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

（1）教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

本学では、「教員像・教員組織の方針」を定め、「新潟産業大学専任教員の人事に関する規程」「新潟産業大学教員選考基準」「新潟産業大学特任教員規程」にしたがって適切に行っている。専任教員の人事計画および配置枠は、学長を委員長とする人事委員会において検討し決定する。決定した配置枠に適任の教員の選考は、経済学部長を委員長とする選考審査委員会が行い、その選考審査結果の報告を人事委員会が受けて学長が決定する。

(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は1学部体制であり、経済学部の教員の募集、採用・昇格については上述したとおりである。選考審査委員会は、公募条件にもとづく応募者の研究論文、教育研究業績等の審査において一定人数に絞り込んだ後、面接審査および模擬授業審査を実施する。選考審査結果は、選考審査委員長より学長に報告されるとともに、経済学部教授会において審議され、学長がその意見を聴取し、更に人事委員会に諮って人事を決定する。

大学院研究科は、経済学部はその基礎を置く経済学研究科のみの1研究科の体制であり、教員の募集、採用・昇格について、研究科長は、経済学部長とよく協議した上で人事委員会に配置要望を行っている。

【点検・評価項目6-4】

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
2	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

(1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

経済学部では「新潟産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」（資料6-4-1）を定め、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という）を中心に、FD活動を組織的に実施している。

活動の例として、FD委員会が年2回実施する「授業評価アンケート」がある。このアンケートの結果は、授業担当教員にフィードバックされ、否定的評価の多かった教員には「授業改善計画書」の提出が義務付けられている。また点検・評価の結果に基づいて、授業担当教員が個別に授業を改善するのみならず、結果そのものを全体的にFD委員会で分析し、全学的な教育環境の改善・向上のために利用している。このように、本学では教員の資質向上と、組織改善の取り組みが行われている。なお、アンケート結果は大学ホームページでも公開されている（資料4-6-1）。

この他、授業改善のための取組みとして、教員による相互授業見学、さらにその結果を基にした「意見交換会」が開催されている。他にも教員の資質向上を目的として、専任の全教員を対象とした「FD研修会」を随時開催している。このような改善活動を通じて、教育の質の向上を図っている。

経済学研究科では、大学院FD委員会を組織し、年2回（各学期ごと）に大学院生による授業評価アンケートを実施しており、その結果が大学院研究科委員会において報告されている。また、同FD委員会では、教員同士での相互授業見学も実施しており、その結果は授業の改善に役立てられている。さらに、年に一度、研究科FD委員会によって研究報告会が開催されており、本学大学院の研究活動の促進を図っている。

経済経営学科通信教育課程においては、授業を担当する専任教員全員が所属する本学経済学部において、FD活動は「教員の職能開発、とりわけ教員が授業の内容及び方法を改善

し向上させるための全学的な取り組み」と定義されており、これが本課程のFD活動の基軸となる。

これに加えて、本課程の特性を視野に加えた通信教育課程FD委員会を設置し、フルオンデマンド・フルオンラインを前提とする「授業内容」の改善活動およびデジタル・キャンパスを前提とする「学習支援システム」の改善活動に重点を置いた取り組みを実施する。

具体的には、

- ・学生から採取する授業アンケートならびに満足度アンケートの結果から評価の高い授業を抽出し、理由や教授技法を分析して、広く全教員が共有する機会を設け、その積極的活用・普及の方策を検討する。
- ・アンケート結果等を踏まえ、各々の科目の授業コンテンツの改善の方策について検討する。
- ・若年層に広く普及している、映像を伴う情報発信（YouTube等）に着目し、興味をもって映像授業に参加させる効果的な手法等について検証を行い、新しい教授技法の確立を目指す。

等について組織的に取り組みを行う。

（2）教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、2015（平成27）年度より「教員業績自己申告書」を全教員が提出するよう義務づけている。専任教員は、「授業アンケート」の総合点を再確認した上で、研究業績、正課外活動における学生指導、地域貢献や、大学運営および委員会活動等の校務についての自己点検・評価を行う。自己点検評価の結果は、経済学部長が集約・評価して学長に報告している。

以上に加え、研究活動については、科学研究費助成事業（科研費）の応募者の増加および採択率の向上を目指して、全教員を対象とした説明会を開催するなど、積極的な取り組みが行われている。また社会活動については、本学地域連携センターが中心となり、地域貢献の一環として、柏崎地域の自治体・企業等との連動企画の実施、地元メディア（新聞等）への記事掲載、SNS（ツイッター等）を通じた活動紹介などを行っている。このように本学では研究活動・社会活動が支援され、その活動結果が活用されている。

【点検・評価項目6-5】

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価の項目）第3号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の【点検・評価項目2-5】において記述した3年周期の全学自己点検・評

価において、管理運営点検評価部会、学部FD点検評価部会、大学院FD点検評価部会が点検・評価し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価した上で、改善活動に結びつけている。

専任教員数の検証は、学長を委員長とする人事委員会が大学設置基準及び大学院設置基準に照らし、毎年度行っている。

また、教員の教育、研究、大学運営、地域・社会貢献の各活動を多面的に評価する「教員評価」を実施し、教員の顕彰を行っている（資料6-5-1）。この教員評価・検証は、教員の自己研鑽を促すとともに、大学全体の自己改善機能の向上並びに教育研究の質向上に資することを目的としている。

2. 長所・特色

【経済学部・経済学研究科】

本学では、FD委員会を中心として、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげている。例として「授業評価アンケート」の実施、「FD研修会」の開催など、様々なFD活動が行われている、また、教員による自己点検・評価も実施されている。このように活発なFD活動が行われており、さらに教育・研究・社会活動の成果も広報されるなど、積極的に活用されている。

【通信教育課程】

フルオンラインによる学生管理の利点として、受講状況や成績受講状況等について、一元管理が容易であることが挙げられる。同様に各学生の属性や修学環境等と関連付けて分析を行うことが可能であり、FD活動を行うにあたっては、これらを活用してより実効性の高い教育改善の達成に寄与することが期待される。

3. 問題点

【全体】

- ①教員の資質向上に係る教員評価は、教員自身による自己点検・評価の段階にあり、客観的な評価の指標が開発されていない。今後は、客観的・数量的な評価の指標、または仕組みの開発が必要である。
- ②大学として求める教員像を定めているものの、通学制の各学位課程における専門分野に関する能力について明記していない。また、教員組織の編制方針は定めているものの、分野構成が不明確であり検討する必要がある。

【通信教育課程】

- ①オンデマンド展開の必要上、授業コンテンツが開講前年度に撮影が全て完了する日程であるが、FDによる検証を経た取組が、即時に授業改善に反映される方策を検討する必要がある。また、開講年次に合わせて順次コンテンツの制作を行っている関係上、メディア授業の制作・運営について、現時点では担当教員間で経験の度合いに差が生じて

いる状況である。

- ②FD活動における意識の共有や課題の抽出、意思決定等について、この点を考慮する必要がある。

4. 全体のまとめ

大学として求める教員像と教員組織の編制方針の設定については、上記の問題点で抽出した不十分さはあるものの、新潟産業大学教員選考基準を定め、大学設置基準及び大学院設置基準を遵守している。また、年度当初に学長がすべての教員の校務分掌を指示し、学科、研究科、通信教育課程、各種委員会、研究所、センター等に配置している。さらに、学長が各学科に学科主任を置き学科会議が開催されており、通信教育課程においても、学長が通信教育部長を指名し、通信教育部長は議長として通信教育課程会議を主催している。このようにして、教員の組織的な連携体制及び教育研究に係る責任の所在を明確化している。

教員の募集、採用、昇格等の人事に関しては、新潟産業大学専任教員の人事に関する規程及び新潟産業大学教員審査基準、新潟産業大学大学院教員の資格審査基準に則って行っている。

FD活動は、「新潟産業大学FD委員会」及び「新潟産業大学大学院FD委員会」を中心として、春学期・秋学期の学生授業アンケートに基づく授業改善や教員相互授業見学会実施、FD研修会開催等、組織的かつ多面的に取り組んでいる。

2021（令和3）年度に開設した通信教育課程は、スクーリングを行わず全ての授業をオンラインで実施するので、別に「通信教育課程FD委員会」を設置し、教員の資質向上と授業改善への取り組みを開始した。また、2020（令和2）年10月、「新潟産業大学教員評価に関する規程」を定め、教員評価シートによる各教員の自己点検評価活動にもとづいて、学長及び学部長が評価し、学長の最終決定により教員の顕彰を行っている（資料6-5-1）。

本学は、教員・教員組織を点検・評価項目とする、全学自己点検・評価を定期的に行い、その結果にもとづいて改善に努めており、本学の教員・教員組織は、大学基準を充足していると評価する。

第7章 学生支援

【大学基準7】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目7-1】

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

「学生支援に関する方針」は、2016（平成28）年の全学自己点検・評価及びその改善活動において、つぎのとおり定め、ホームページに公表している（根拠資料2-1-1[Web]）。

本学は、中国、モンゴル国、ベトナム等、広くアジアから外国人留学生を数多く受け入れており、修学支援、生活支援、進路支援にわたって、外国人留学生に重点を置いた方針も定めている。また、近年、保護者と連携した指導を要する学生が増えていることから、全学年を通じての担任制や「新潟産業大学父母の会（1994年発足）」との連携を念頭に置いた方針を盛り込んでいる。しかし、公表している「学生支援に関する方針」は、2021（令和3）年4月に開設した、完全オンラインの通信教育課程において実施している学生支援と整合しない内容があるので（修学支援の担任制等）、整備する必要がある。

学生支援に関する方針

<基本方針>

本学の建学の精神、教育理念にもとづく教育目標の達成に向けて、学生一人ひとりが学修に専念し、充実し安定した学生生活を送ることができるように、修学支援、生活支援、進路支援を行う。

<修学支援の方針>

- 1、2年次を中心に基礎学力の向上を図る。
- 担任制により全学生の個別指導を徹底する。
- アクティブ・ラーニングを取り入れ、学生が自ら学び自ら考え自ら行動するよう支援する。
- 学内外の奨学金制度および学費減免制度を活用して、経済的事情により修学困難な学生を支援する。
- 障がいのある学生が修学に支障のないように支援する。
- 外国人留学生に対して、日本語科目等を整備し学修のための十分な支援を行う。

<生活支援の方針>

- 学生が心身ともに健康で、安全で安定した学生生活を送れるように、健康管理と

<p>事故防止、経済的支援、ハラスメントの防止、課外活動支援等を行う。</p> <p>○学生が生活全般にわたって相談できるように、大学内の組織はもとより学生の保護者との連携協力を得て多面的に支援する。</p> <p>○外国人留学生について、安価で良好な住環境の確保、学生チューターなどによる交流促進等を通じて生活支援体制を整備する。</p> <p><進路支援の方針></p> <p>○学生自らが社会の一員であることを自覚し、キャリア形成できるように支援する。</p> <p>○社会人として自立するために、主体的に進路選択、就職の決定ができるように、就職ガイダンスや個別指導、付加価値づくりの講座等の充実を図り支援する。</p> <p>○「地域に学び、地域をおこす大学」として、新潟県、柏崎市そして学生の出身地での就職を支援する。</p> <p>○外国人留学生に対して、母語と日本語、本学での学修成果、日本での生活体験を活かした就職と進学を支援する。</p>

【点検・評価項目 7-2】

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	学生支援体制の適切な整備
2	<p>学生の修学に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3	<p>学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
4	<p>学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
5	学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

6	その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施
---	--------------------------

(1) 学生支援体制の適切な整備

【全体】

学生支援に関する方針に従い、各委員会等の規程及び学校法人柏専学院事務分掌規程に役割分担を明記し、つぎのように適切に学生支援体制を整備している。

<修学支援>

主に教務委員会と大学事務局教務課が担っている。修学支援のうち、国の修学支援新制度に関する窓口業務や本学独自の学費減免等の経済的支援については、学生委員会と学生課が担当し、在留資格（留学）申請取次、外国人留学生の日本語補習、日本語能力試験の対策講座は国際センターが担当している。通信教育課程にあつては、通信教育部事務室が担当している。

<生活支援>

主に学生委員会と大学事務局学生課が担い、外国人留学生の生活支援については、国際センターが担当している。通信教育課程にあつては、通信教育部事務室が担当している。

<進路支援>

主に就職委員会と大学事務局就職課が担っている。通信教育課程にあつては、通信教育部事務室が担当している。

(2) 学生の修学に関する適切な支援の実施

【学部・研究科】

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

授業内容の理解に不安のある学生への支援としては、当該授業科目担当教員のオフィス・アワーでの面談を学生に周知している。外国人留学生に対しては、日本語の補習や、チューター（日本人学生）による学修相談・生活相談等を行っている。

②正課外教育

本学では、自主的な学習を支援するため、図書館に自習スペースを設け、静穏な環境のなかで終日学習に取り組めるようにしている。また各種資格取得を奨励するために、簿記検定WEB対策講座が受講できる専用自習室などを設けている。その他「ERE 経済学検定」「経営学検定」「マイクロソフトオフィススペシャリスト (MOS)」「福祉住環境コーディネーター」など幅広い対策講座を実施している。

また、キャリア教育の一環として就業体験（インターンシップ）にも積極的に学生の参加を促し、自ら主体的に進路選択や就職の決定ができるようキャリア支援を行っている。

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学には、外国人留学生 141 名（令和 3 年 5 月 1 日現在）が在籍している。20 年以上の知見が蓄積された「日本語授業科目」や社会人になるための必要な基礎学力を養成する「基

礎ゼミナール」を配置し、留学生の能力・段階に応じた学習支援を実施している。チューターによる日本語個人指導や日本の生活習慣を学ぶ勉強会、県内研修旅行、スピーチコンテスト等により日本語習得の補習・補充も行われている。学生課国際センターでは、積極的に留学生に呼びかけ、地域の小学生や市民へ出身国（地域）の生活・文化を紹介してもらうなどの活動を通じて、国際交流を推進している。

④障がいのある学生に対する修学支援

本学では、障がいのある学生に対しては、教室移動時間の配慮やノート作成補助など、障がいの程度や本人の意向を踏まえた支援を講じている。新入生ガイダンス時の精神的健康度調査（UPI）の実施や、クラス担任制の採用、基礎ゼミナールの担当教員と「キャンパスライフアドバイザー」の役割を担う事務職員（以下「CLA」という。）（資料7-2-2 [Web]）による個別面談、学生の心身障害等の情報把握に努める学生支援プロジェクトチームからの教員と学生課医務室への情報提供と共有など、産業医や専門家カウンセラーと相談しながら適切な対応を行っている。

⑤成績不振の学生の状況把握と指導

授業内容の理解に不安のある学生への支援としては、当該授業科目担当教員のオフィスアワーでの面談を学生に周知している。外国人留学生に対しては、日本語の補習や、チューター（日本人学生）による学修相談・生活相談等を行っている。

⑥留年者及び休学者の状況把握と対応

本学では2年次から3年次への進級要件を満たさない場合および4年次の卒業要件を満たさない場合、経済学部教授会において進級判定、卒業判定として審議し、全ての教員が情報を共有した後、学長が最終決定する。留年が決定した学生に対しては、担当教員が面談し、留年に至った原因や生活改善について話し合うとともに、適切な履修指導を行っている。

⑦退学希望者の状況把握と対応

退学に傾く学生を早期に発見し指導・対応するために「退学希望者指導と学籍異動のフローチャート」（資料7-2-1）を2015（平成27）年4月に策定し実施している。この取り組みは、Web出欠管理システムにより学生の授業出欠状況を把握し、欠席回数が多い学生に対し相談または保護者との面談を行うものである。また、2021年4月からポータルシステムを導入したことにより、リアルタイムで教職員がより早期に学生の出欠を確認できるようになり、状況を把握しやすくなった。一連の対応には、ゼミナール担当教員はもとよりCLAの役割を担う事務職員があたる（資料7-2-2 [Web]）。さらに、学生の心身の障がいに欠席理由がある場合は、「学生支援のためのプロジェクトチーム」（資料7-2-2

[Web]]もこれに加わる。この対応により、修学の継続または休学期間を置いての再考へと、考えを変える学生もいる。

退学（除籍を含む）の学籍異動については、学長の最終決定の前に、経済学部教授会において担任の教員が退学や除籍、休学に至るまでの経緯や内容を説明し、全ての教員が情報を共有した上で審議がなされ、修学支援の組織的対応を行っている。

⑧奨学金その他の経済的支援の整備

本学の奨学費についてはこれまでスポーツ特待や留学生の増加、その他の学費軽減制度の対象者の年々の増加により経費増につながった。財政的に重荷となった奨学費軽減対象を見直し、従来の学費軽減制度の一部を廃止とした。一方で国の高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金や授業料入学金の免除減額の制度を活用するとともに、従来の貸付型の第一種奨学金や第二種奨学金の情報を学生や保護者へ積極的に提供し利用を進めている。また本学独自のスリーブルー奨学金、外国人留学生に対する「学習支援金」や「外国人留学生入学時支援制度」などの経済支援を行っている（資料 7-2-3）。

⑨授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

2020（令和 2）年から 2021（令和 3）年にかけて、コロナ禍の影響により保護者等の経済状況が悪化し家計が急変して修学困難となった学生を支援するため、国の給付型奨学金や本学の奨学制度を活用し、奨学金情報の全学生への周知を図り対象学生が利用できるように支援した。また学納金の延納手続きは、納期内に申し出れば延納願の提出により分納することが認められる制度で、2021（令和 3）年度延納手続きの利用者は全学生の 4 分の 1 を占めた。

【通信教育課程】

通信教育課程では、通常のオンデマンド授業以外にも、必要に応じて特別授業をライブ配信で行い、双方向でコミュニケーションを取りながら授業を進行している。当日、出席できなかった学生においては、録画した授業を学習管理システムにアップしている為、いつでも視聴することが可能となっている。

日々の学修において、学生からの質問は、学習管理システムから随時受け付けており、指導補助者または教員から、原則として 24 時間以内に学生に回答している。

学生の学修進捗状況の把握は、学習管理システムで確認し、計画的に学修を進めることができている学生には、フォローメールを定期的に配信し、学生の状況確認、学修に関するアドバイス等を行っている。

通信教育課程は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の対象認定校（給付型のみ）となっている。その他、地方公共団体（都道府県市区町村）、及び民間育英団体による奨学金制度についても、本学学生への募集があった場合は、学生専用ポータルサイト等で募集案内を行う。また、信販会社との提携により、学生が安心して学修に取り組めるよう教育ローンの制度を案内している。日本政策金融公庫や各銀行における「教育ローン」の取り扱いにつ

いても、経済的支援が必要な学生及び保証人に案内している。

(3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

日常の学生相談の窓口対応をはじめ、学生ホールに学生が自由に投書できる「意見箱」の設置、ハラスメント防止の組織的対応、学生の心の健康を守るカウンセリングを行っている。

①学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に応じる体制について、本学ではクラス担任制をとり、1・2年生は基礎ゼミナールの担当教員とCLAが個人面談を行い、3・4年生は専門ゼミナールの担当教員が授業以外にも相談に乗る体制を敷いている。CLAは、基礎ゼミナールの副担任として、一定数の学生を担当し、定期的な面談を行うとともに、学生からの相談を受ける。学生課窓口や学生課医務室においても相談できる態勢をとっている。

②ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制整備

各種ハラスメントの防止に向けては、「学校法人柏専学院ハラスメントの防止等に関する規程」（資料7-2-4）を制定し、「ハラスメント防止委員会」を設置するとともに、ハラスメント相談員を置いて、各種ハラスメントの防止に取り組んでいる。ハラスメント防止に関する学生への周知は、『学生生活の手引き』（資料7-2-5 p.28）や学生課職員による新年度ガイダンス等全学生対象の啓発活動を通じて行っている。

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康保持増進については、定期健康診断等の実施の他、UPI検査（精神的健康度調査）の結果分析、留意すべき傾向のある学生を学生課医務室で抽出し、産業医（精神科医師）や専門家相談員によるカウンセリングに繋げるなどの組織的な対応を行っている。また学生課では新年度ガイダンスを通じて学生生活全般（健康や学生保険、悪徳商法、飲酒、ハラスメント、マナー遵守等）にわたる諸注意の喚起、禁煙防止対策の推進、交通安全指導等を行っている。

【通信教育課程】

メンタルサポートとして希望者する学生にはテレビ会議システムや電話等でカウンセリングを行っている。申込みは学生ポータルで受け付けている。

(4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

①キャリア教育の実施

学生のキャリア形成を目的として、初年次より職業意識の醸成、社会人として必要な基礎的・汎用的能力を育成すべく、1年次から3年次まで、キャリアデザイン実現のために必要な知識を身につける授業科目を設置している。さらに、学生が主体的に進路選択できるよう、体系的カリキュラムに基づき学生支援を行っている。就職支援の成果である就職率については、2020（令和2）年度まで8年連続100%を達成している（外国人留学生・社会人学生を除く）（資料7-2-6）。

キャリア教育の科目は、基本教育科目の人間力・社会力養成科目として編成している。「キャリアデザインⅠ」(1年生対象)「キャリアデザインⅡ」(2年生対象)「キャリアデザインⅢ」(3年生対象)の3科目6単位を中心に、「キャリアデザイン演習Ⅰ」(1年生対象)「キャリアデザイン演習Ⅲ」(3年生対象)の2科目4単位、「インターンシップ」(2020～2021年度はコロナの感染状況を踏まえ不開講)、「地域振興論」(2年生対象)を配置し、学年の進行に併せて段階的にキャリアプランをステップアップできるように組まれている。留学生用の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」についても開講しており、日本の習慣とマナー、日本における就職活動、留学生の採用状況などを学び、就職に対する意識を高めると共に情報収集の仕方を身につけ、自分自身のキャリア形成を考えることにつなげている。

キャリア科目の講義では、地元就職への関心を高めることを目的とした新潟県委託事業「新潟の産業と・企業を知る講座」を活用し、県内企業に就職した卒業生を招聘したパネルディスカッション等を実施し、企業人である卒業生の声を直接聞く機会を設けている。また、県内企業へのバスツアーを実施し、企業担当者から事業内容や工場をじかに見学することで職業選択の幅を広げている。地域振興論ではオムニバス形式で、新潟県内の企業・自治体等から講師を招く一方、企業等を見学するフィールドワークを取り入れることにより、多角的に県内の経済・社会の進行の現状を理解し、地域振興に積極的に関わっている。

1・2年次では卒業後を見据えた年次毎の「キャリアポートフォリオ」(資料7-2-7)を記入させ、翌年度に各項目の到達度の評価をさせることで学生自身の主体的なキャリア形成とPDCAサイクルに基づいた自己管理を促している。3・4年次は、「ゼミナール」における担当教員との個別進路面談の中で、進路指導を実施し「キャリアポートフォリオ」に記録として留め、就職内定時まで活用している。

②学生のキャリア支援を行うための体制

学生のキャリア支援を行うため、学内に就職委員会とこれと協働する大学事務局就職課を置き、学生が就職活動を円滑かつ効率的に進められるよう、適切な指導及び援助を行っている。主な業務として、1. 就職に関する情報の提供 2. 就職の指導 3. 就職に関する資料の整備 4. 求人先の検討及び開拓の計画 5. 就職事務手続に関する検討 6. その他就職業務の推進に関する重要な事項、などが挙げられる。

就職委員会は、就職委員長をはじめとする教員5人、学長補佐1人、就職課長、就職課長補佐で構成され、就職委員会は、毎月1回開催している。就職課では、課長1人、課長補佐1人、嘱託就職支援員1人、キャリアアドバイザー(非常勤)1人のスタッフが上記業務に従事している。また、就職関連部署と各年次のゼミナール担当教員や学生課(医務室)とも連携し、学生情報の共有化と情報交換を行うことで、効率的な就職指導を機能させている。施設としては、就職課事務室以外に、キャリアナビルーム(学生専用端末4台、面談、写真撮影、就職関連書籍と閲覧の各コーナー)、面談専用室がある。

③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

学生の進路選択に関わる支援については、就職委員会および就職課が、予め年次計画および就職支援行事計画を策定し、入学年から卒業まで学年進行に応じ、切れ目のない支援を実現している。年度当初に実施する学年ごとの就職ガイダンスに加え、3年次では、就職活動

に対応できるよう、「各種就職セミナー」「就職ガイダンス」「適職・クレペリン検査」「SPI3 対策模試」「公務員模試（教養・専門）」「Web テスト」等を実施している。また時期を問わず就職活動に係る相談、履歴書添削、面接練習等は就職課（課長 1 人、課長補佐 1 人、嘱託就職支援員 1 人、キャリアアドバイザー（非常勤） 1 人）で対応している。特に 4 年生は、3 月から 6 月頃にかけて、履歴書の添削および面接練習の希望者が多く、予め希望日時を予約する形で対応している。その際は、「キャリアポートフォリオ」に基づき、学生のニーズに見合った個別指導を実施している。また、就職活動直前には、終日にわたって模擬面接やマナー実践演習、グループディスカッション、内定者の就職体験から学ぶ「就職活動集中対策講座」、企業担当者を招いて企業の概要・優れた技術について学ぶ「企業研究セミナー」を実施している。就職に対し付加価値を付けることを目的として、資格取得への支援も行っている。開講した資格取得支援講座は、「簿記対策講座（Web 受講）」「経営学検定対策講座」「ERE 検定対策講座」「福祉住環境コーディネーター講座」「MOS 検定対策講座」「公務員試験対策講座」である。

留学生への就職支援では、日本の企業等で就職を希望する学生に対し、日本人学生と同様の就職支援を行っている。4 年生に関しては、6 月に留学生向けガイダンスを特別に設定するほか、就職委員と就職課職員が連携して個別面談を実施し、日本国内で就職、大学院に進学、母国に帰国し就職する予定などについてヒヤリングと就職指導を実施している。

【通信教育課程】

就職情報クラウドサービスを利用して、就活情報の閲覧・エントリー、インターンシップ情報の閲覧・エントリー、テレビ会議システムによる、キャリア面談予約、面接指導を行っている。

また、ブロックチェーンを活用した学生と企業をマッチングするプラットフォームの導入を今後進めていく。AI も活用した自己分析ツールの利用、大学での活動の記録で企業とのマッチングが可能となる。企業イベント・インターンへの応募も可能となる。

（5）学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生の正課外活動を充実させるための方策として、公認部・サークルへの学生加入率向上を図っている。

具体的には、入学直後の「新入生学外合宿研修会」において、先輩学生からの勧誘説明、入部希望調査を行っていて、同研修会の後、部活動見学会に参加する学生も多い。その過程を通して部やサークルへの入会推奨を積極的に行っている。2021（令和 3）年度はコロナ禍により同研修会は中止となり、新入生の加入率は 44%であった（過去 5 年間の平均加入率は 50%）（資料 7-2-8）。

その他部活動への支援としては、学友会を通じて遠征費（宿泊・交通費）や施設使用料、大会参加費、部員数や大会成績に応じた補助金など幅広く経済支援を行っている。

また、「学校法人柏専学院経営改善計画 2019（令和 1）年度～2023（令和 5）年度」に掲げる「地域行事・ボランティア活動参加者数」の 2019（令和元）年度の目標値 960 人に対して、参加実績は 1,046 人となり目標を達成できたが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの社会的感染拡大により、地域の行事や活動そのものがほとんど中止となった。2020（令和

2) 年度の目標値 980 人に対して、実績 67 人とどまったことはやむを得ないことである。

【通信教育課程】

正課外活動として、特別プログラム、オプション講座を実施。特別プログラムでは、①地域課題の解決に向けた PBL 学習を進める①「さとまなプログラム」、②「海外インターンシッププログラム」(オンラインも可能)、③「e スポーツプログラム」を実施している。

オプション講座は、簿記や IT パスポート等の資格取得やデジタルデザイン、チームマネジメント、リーダーシップ等のスキル習得を目指す講座を実施している。

また、学生同士のコミュニティ形成促進を目的として、オンラインチャットツールを活用したコミュニケーションやオンラインイベントを行っている。オンラインイベントは、①特別授業、②ゲストトーク、③ワークショップ等を実施した。

(6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

授業アンケートや学生生活アンケートを実施している。これらを通して学生から出された要望や意見(授業や施設等改善など)を取りまとめ、以後開催される自己点検・自己評価委員会などで審議し、具体的な支援及び改善に結び付けている。他に意見箱を学生ホールに設置している。学生はいつでも個々の要望や意見、質問などを自由に投書することができ、それに対し大学事務局・担当部署から正式に掲示板や学内ホームページなどで回答している。

【通信教育課程】

オンラインチャットツールやオンラインイベント等でつながりを持った学生がオンライン上で集まり、フリートークをする場として、オンラインチャットツールのビデオ通話機能を開放しており、学生同士でコミュニケーションを深めている。新型コロナウイルス感染の状況を注視しながらオフライン会実施の検討も進めていく。

【点検・評価項目 7-3】

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(通信教育課程含む。)	
1	適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

学生支援の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第 3 条(自己点検・評価の項目)第 6 号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の点検・評価項目 2-5 において記述したとおり、3 年周期の全学自己点検・評価において、教務点検評価部会、学生生活点検評価部会、学生進路点検評価部会、通信教育点検評価部会がそれぞれ実施し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価した上で、改善活動に結びつけている。

点検・評価に際しては、「授業欠席日数」「GPA」「授業アンケート」「留年率」「修

業年限での卒業率」「学生在学継続度調査表」「除籍・退学率とその理由」「学生生活アンケート（資料7-3-4）」「キャリア支援調査」「就職率」「学生就職自己点検調査（資料7-3-1）」等の指標や情報を基に実施している。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

進路支援において、4年生を対象とした調査結果では、年間就職イベントやガイダンス・就職サポートのセミナーについては、9割以上の学生から「満足」の回答が得られたが、キャリアサポート施設や利用のしやすさ、という点に関し、「やや不満」という意見もあった（資料7-3-1）。この意見を参考に就職課事務室及びキャリアサポート関連施設をA号館1階の広いスペースに移し、学生対応専用窓口を設置するとともに、学生が使用できる専用端末（WEB面接・説明会にも対応）を4台設置し、オンラインでの就職活動を支援できる体制を整えた。

1・2年生を対象とした「キャリア支援調査」（資料7-3-2）では、公務員と金融機関を志望する学生が多いことを鑑み、上記業種に就職した卒業生を招へいしてのパネルディスカッションを開催し、意見交換ができる機会を提供している。

過去5年間の「産業別求人数の推移」（資料7-3-3）を検証した結果、コロナ禍でも比較的安定していた業種は、建設・土木業や食品製造業、医薬系商社、電気・ガス・水道業、生保業などであり、そうした分析が実際の就職にも反映している。

【通信教育課程】

通信教育課程における学生支援は、オンライン面談を除き、基本的に直接対面してコミュニケーションをとる状況を想定していない。

その環境を踏まえて点検・評価結果に基づく改善・向上の方策を検討することになるが、その適切性の観点は、学生の学習目標達成支援を念頭に置きながら、学生が心身ともに充実した状態で学習に取り組むことができる環境づくりをすることであると考えている。

学生支援について、学生の率直な意見を反映して環境を整備することは重要であるが、同時に提起される課題として、「意見を発しない層の潜在的な要求」を看過することなく点検・評価を行い、改善・向上に繋げることも重要であると考えている。

【点検・評価項目7-4】

学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）における COVID-19 への対応・対策を記述。【必須】

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	学生支援（学習支援、経済支援、就職支援等）における COVID-19 への対応・対策は、学生の安定した学生生活の確保の観点から適切であるか。

新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルス感染症対策委員会（以下「感染対策委員会」という。）が、中心となり以下の修学支援・生活支援・進路支援を行った。

<修学支援>

2020（令和2）年度春学期の授業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン授業を実施、その後の新潟県内及び柏崎市内の感染状況が落ち着いてきたことにより、秋学期から対面授業を再開した。3密を回避するため教室収容定員数の削減や換気、手指消毒、検温等の感染対策を徹底し、安心安全な教育環境の保持に努めた。

延期していた入学式を本学講堂にて、9月に行った。その際、出席者を新入生と教職員に限り、上記の感染対策を厳密に行った。

また卒業式は、市内のより収容人数の多い会場で、入場者を卒業生と保護者1名、教職員に限ったうえ、感染対策をほどこして開催した。

<生活支援>

課外活動（部活動）を行う際は、2020（令和2）年6月1日より新型コロナウイルス感染症対策委員会へ「正課外活動実施許可申請書」（資料 7-4-1）を提出させる許可制とし、感染拡大防止策及び学生の不安解消を図った。

国や県の新型コロナウイルス感染対策情報と本学の対応の学生への周知は、本学ホームページやGメール、学内掲示板等を活用し継続的に行った。

<進路支援>

2020（令和2）年度春学期、全授業がリモートになり学生が登校できなくなったため、就職課でZoom用カメラを用意し、オンラインでの就活指導（面接練習や相談対応）や企業とのリモート面接時の関連機器サポート、オンラインによる職業観を養う特別授業「キャリアデザイン」の配信を実施した。またGメールを活用し、就活生の履歴書やエントリーシートの添削、求人情報の提供や相談サポートなどの支援を行った。

2. 長所・特色

（1）修学支援

学生への修学支援の取り組みとして、一人ひとりの学生を漏れなく支援する4学年を通じての担任制にある。具体的には、1・2年次においては、基本教育科目必修の「基礎ゼミナール」の担当教員が、3・4年次においては専門教育科目必修の担当教員が、個々の学生を指導する体制を敷いている。

（2）進路支援

2020（令和2）年度春学期は、コロナ禍の中で採用活動を行う企業の採用試験を受験する学生が就職課や教員の指導を仰ぎたいとの申し出があった場合は、事前申請を受けた学生に対し検温、手指消毒、ソーシャルディスタンスなどの感染予防を徹底する中で実施した。

2020（令和2）年度の4年生の6月末日の就職内定率は25.0%であったが、9月末日では54.2%、12月末日では91.5%となり、最終的に3月末日では100%となった。県外出身の学生に対し、大学のオンライン対応のパソコンを優先的に活用させ、遠隔地のハンデがでないように配慮した。また、2021（令和3）年度においても、オンラインによるインターンシップや企業説明会、面接試験を実施する企業が多いことから、学内でもライブ対応ができる場所を2箇所設置し、オンライン環境を整備し、学生の就職活動をサポートしている。また、2020（令和2）年度より「NSU キャリアナビ」を導入し、企業から本学に届いた求人票

やインターンシップ情報などをWEBサイトから検索・閲覧することが可能となった。このことにより、どこでも常に最新の就職情報をリアルタイムに収集しながら就職活動を行うことができるようになった。

また、就職イベントの確認や申込み、就職面談の予約、進路決定届の提出なども学外からアクセス可能で、学生と大学就職課を繋ぐツールとなっている。

(3) COVID-19 への対応・対策

2020(令和)2年度の学園祭を行うべく準備したが、感染状況の悪化により急遽中止した。また、部活動においては、特に強化指定部(水球・サッカー・空手・卓球・ライフセービング・女子バスケットボール)では、全国大会や強化遠征等で県外への往来が多く感染リスクが高まるため、学生課医務室と選手スタッフが連絡を密にし、選手やスタッフの体調管理や行動履歴を記録するよう指導に努めた結果、陽性者は発生しなかった。

今後は事前事後の体調チェックや通常授業日の体調不良等の学生に対し、クラスターを回避すべく迅速的確な判断を処すため、「抗原検査キット」を有効活用していきたい。

3. 問題点

(1) 修学支援

入学当初から経済的理由で修学困難な学生を含め、経済的支援を必要とする全ての学生が奨学金を受けられるように、学生課相談窓口への誘導や申請手続・情報提供等のきめ細かい対応が求められる。また様々な悩みや苦しみを抱えている学生のなかで、表面化しない学生を認知・対処できるように支援態勢の強化と工夫が必要と思われる。

(2) 進路支援

新型コロナウイルス感染拡大によりインバウンド需要が落ち込み、外国人留学生への求人が大きく減少した。留学生に現在の就職状況の変化や雇用環境の厳しさを伝えるために、早期段階で日本の就職活動の現状や日本特有の就職試験の実施方法などを伝えるためにも、早い段階から別途留学生に対する告知方法、個別面談、ガイダンス等を実施し、きめ細かな指導を行う必要がある。

(3) COVID-19 への対応・対策

本学生は、海外留学生や県外出身者の一人暮らしが多く(51%)、コロナ禍のなか体調不良におちいる学生の状態把握や相談対応が一層難しくなっている。

学生の学外での生活や運動部学生等の活動について、地域住民からの学生に対する注目度が高まっているため、学外者への丁寧な説明やマスク対応など、感染対策委員会が適切なリスク管理と危機管理にあたる。

コロナ禍の対応としては、県外往来のための事前事後の体調チェックを必要とする学生や通常授業日の体調不良等の学生に対し、あらたな感染者への初動対応やクラスター回避を図るべく迅速的確な判断を処すために、「抗原検査キット」を有効活用していきたい。日頃から学生の健康支援のため、学生の免疫力向上や健康意識の涵養を図るとともに、感染拡

大の第 6 波に備え、感染予防対策として引き続き学生へのワクチン接種や新しい生活様式に関する情報発信を継続していく必要がある。

(4) 通信教育課程の学生支援方針

完全オンラインの通信教育課程は、その特徴を生かした学生支援を実施しているので、「学生支援に関する方針」にこのことも盛り込み、方針を整備する必要がある。

4. 全体のまとめ

学生生活を支援するうえで、学生委員会と学生課が連携して学生生活指導を行っている。学生の心身の障がい、学生生活、学業に関する支援については、学長を中心とする「新潟産業大学学生支援協力会議」の基に、基礎ゼミナール担当教員が主となる学生支援プロジェクトチームや1年次から4年次までのゼミナール担当教員、学生課医務室、産業医・専門家カウンセラーが各々連携し、学生の状態の把握に努め、適切な対応を行っている。

学生の生活（健康）支援のため、学生の免疫力向上や健康意識の涵養を図り、感染拡大に備え更に感染予防対策として、学生へのワクチン接種や新しい生活様式に関する情報発信などを継続的に行っていく。

第8章 教育研究等環境

【大学基準8】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目8-1】

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、その理念・目的を実現するために「教育研究等環境の整備に関する方針」を次のとおり定め、大学ホームページに掲載し広く社会に示している（資料2-1-1 [Web]）。

教育研究等環境の整備に関する方針	
本学は、その理念・目的を実現するために必要な校地・校舎・施設・設備等を整備し、安全・衛生に配慮しながら、学生の学習意欲の向上に資する学修環境と教員の教育研究環境を整え、これを提供する。	

この方針に基づいて理事会が策定した2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの学校法人柏専学院経営改善計画（中期的な計画）には、施設等整備計画として副学長をリーダーとする教育環境等整備検討ワーキンググループが中心となって精緻な計画を立案することが明示されており、学習環境（教育用機器）の整備として2019（令和元）年度末にはコンピュータ実習室他、学内の教育用パソコン計96台のリプレースを行い、2020（令和2）年度から供用を開始した。また、教室等の老朽化したエアコンの入れ替えや照明設備のLED化、トイレ改修等キャンパスアメニティの改善を順次計画的に進めている。

【点検・評価項目8-2】

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	施設、設備等の整備及び管理 <ul style="list-style-type: none">・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

2 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

(1) 施設、設備等の整備及び管理

① ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学はコンピュータ実習室2室、一部の教室、研究室、学生ホールなどに有線または無線のネットワーク環境を整備し運用している。2020（令和2）年度にはICT環境向上のため第一コンピュータ実習室（学生用PC40台+教卓PC1台）、第二コンピュータ室（学生用PC30台+教卓PC1台）、図書館（学生用ノートPC8台）をリプレース、加えてCAS（computer-aided study）教室（学生用PC15台+教卓PC1台）を新たに設置した。また、全館のWi-Fi機器についてもリプレースを実施し、教育研究環境の整備を図った。

経済学部経済経営学科通信教育課程（2021（令和3）年度設置予定）開設に向け、2019（令和元）年度に授業コンテンツ撮影用スタジオ2室を整備した。

② 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学は施設、設備の維持管理をビルメンテナンス業者と契約し、各種法定点検・定期点検の実施、構内巡視による施設設備の早期修繕に努め、施設利用に対応している。一方、開学から30年以上経過し、経年劣化による故障・破損が発生しやすいため、年次計画を策定し改修を実施の予定である。

構内の清掃は毎日の日常清掃、定期的な床面ワックス掛けなど計画に基づき実施しており衛生環境が保たれている。

屋外環境の維持管理については、業者による除草作業のほか、冬季は駐車場、学生・教職員通路確保のため業者による除雪対応を実施し維持管理、安全管理に努めている。

③ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応として、スロープ、車椅子対応トイレ、エレベータ、自動ドア（一部の校舎に整備）を設置し、利用者に配慮した環境を整備している。

④ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するため、コンピュータ実習室、CAS教室を授業時間以外は自習室として開放している。また、学生は自習のため本館学生ホール、A号館学生ラウンジを利用できるようにしている。図書館においては学生の各種研究、課題のための利用に対し各種サービス提供等に努めている。

(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

大学全体として情報倫理の確立に取り組むため、「新潟産業大学キャンパスコンピュータネットワーク管理・運用規程」及び「新潟産業大学キャンパスコンピュータネットワーク利用に関するガイドライン」で本学のネットワークを利用する際の遵守事項を明記し、ネットワーク利用に関する倫理の啓発活動、周知を行っている。

さらに、学生には上記規程とガイドラインを説明し、理解させたうえで「誓約書」を提出させ、違反した場合アカウント停止の措置があることを説明してからアカウントを発行している。また全学生が受講する「パソコン演習Ⅰ」において、情報倫理および情報リテラシーの知識を提供している。

通信教育課程の学生に対しては、オンラインガイドブック上で情報リテラシーの重要性を掲載し、教職員と学生が情報倫理についての意識を共有している。また、本課程の授業を開始するにあたり、オンラインにおける著作権の尊重、およびコミュニケーションツール「Slack」利用規約と同意書の確認について、内容承認のオンライン署名をLMS上で採取している。

【点検・評価項目 8-3】

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	図書資料の整備と図書利用環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
2	図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

（1）図書資料の整備と図書利用環境の整備

① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

2021（令和3）年5月現在、図書の蔵書数は141,159冊（うち洋書23,416冊）、雑誌は287タイトル（うち洋雑誌110タイトル）である。経済学、経営学等の資料を中心にカリキュラムや教育内容に沿った資料を収集している。また、電子情報コンテンツとして、電子書籍「Maruzen eBook Library」は51タイトルを保有、電子ジャーナル「JSTOR Business Collection I」を購読している。どちらの電子情報コンテンツも、学外でのリモートアクセスが可能であり、対面授業や通信教育課程の学生の学習の一助として機能している。また、大学ホームページ内ではOPAC検索が行え、学外においても蔵書検索が可能である。また、通信教育課程の学生ややむを得ず遠隔地で学習する学生に対しては、郵送を利用した資料の複写や貸借対応を行っている。

② 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

図書館のホームページの情報検索リンク集から、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ（Cinii）等のサイトへアクセスできるようにしている。また、ILL（図書館間相互貸借システム）に加入しているので、他の図書館の資料が依頼により入手できる環境にあり、他の図書館とのネットワークも整っている。

③ 学術情報へのアクセスに関する対応

図書館のホームページの情報検索リンク集には以下のサイトにアクセスできるようにしている。また、上記の表にあるとおり、本学の研究紀要はJAIRO Cloud（クラウド型機関リポジトリ環境提供サービス）を利用し管理、オープンアクセス公開している。

本等資料	国立国会図書館サーチ、CiniiBooks、近隣の公共図書館など
雑誌論文・記事	CiniiArticle、CiNii Dissertations、J-STAGEなど
研究紀要	新潟産業大学リポジトリ

④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

座席数は181席で大学設置基準を満たしている。開館時間は、授業期間中は通常9時から18時迄であり、本学の最終授業の5限目の終了時間までの利用が可能となっている。学生の快適な利用のための整備としては、飲用許可スペースを設け、コーヒーマシン等を設置し休憩時の利用が可能となっている。また、館外貸出可能な視聴覚資料も有しており、学外での学習や余暇の一助となっている。さらに館内には資料を探しながらレポートをまとめることが出来るようにノートパソコンを8台設置しており、常に利用者が絶えない。また館内ではWi-Fiが利用可能である。

(2) 図書館、学術情報サービスを提供するために専門的知識を有する者の配置について4人の職員を配置している。そのうち図書館司書資格を有するもの2人、ネットワークに関し専門的知識を有するもの1人を置いている。

また、本学は、「新潟県大学図書館協議会」に加盟しており、図書館司書資格を有する者は、毎年開催される合同研修会や県後援の著作権セミナーに参加し、より良い図書館運営のために研鑽を重ねている。

【点検・評価項目 8-4】

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	<p>研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・ 研究費の適切な支給 ・ 外部資金獲得のための支援 ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

(1) 研究活動を促進させるための条件の整備

①大学としての研究に対する基本的な考えの明示

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づ

き、公的研究費の取り扱いに係る管理運営と不正行為防止に関する体制整備を厳格に規定している（【点検・評価項目 8-5】）が、本学としての研究に対する基本的な考えは未整備となっている。

②研究費の適切な支給

専任教員の個人研究費については「新潟産業大学研究費規程」（資料8-4-1）に基づき、毎年度の予算をもって学長がその額を決定している。教授、准教授、講師、助教には一律に配分さされる研究費をベースとして、前年度の研究活動や出前授業等の実績を個々にポイント化し、ポイント数に定額を乗じた額を上乗せ（増額）する方式を採用している。

上乗せ分の査定基準は、前年度における科学研究費の申請、学外出前授業・学内体験授業の実施、附属高校との高大連携授業、地元自治体からの事業受託等、活動内容によってポイント数が予め定められており、本制度はインセンティブとして機能しモチベーションの向上に繋がっている。

③外部資金獲得のための支援

本法人経営改善計画（中期的な計画）では私立大学等経常費補助金、科学研究費補助金、新潟産業大学基金（寄付金）を本学における大きな外部資金と位置付け、外部資金獲得検討委員会が中心となって獲得へ向けた企画立案を行っているが、その中で科研費の獲得に際しては地元の国立大学法人新潟大学研究企画推進部が企画する研究支援プログラムRETOP（REsearch support T0tal Package）を導入し、ノウハウの共有を図っている。RETOPでは元科研費審査員による申請書の添削や、新潟大学URAによる科研費セミナー等のプログラム受講を通して、契約3年目となる2021（令和3）年度には基盤研究C区分で1件交付内定を得ることができた。

④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

全ての専任教員には研究室（個室）を割り当てており、研究活動に専念できるよう十分配慮している。また、専任教員が研究に費やす時間を確保できるよう、「新潟産業大学専任教員の就業に関する特則」（資料8-4-2）では週当たりの授業担当時間を予め定め、過度の負担とならないよう努めている。

さらに、サバティカルに相当する本学独自の研修制度について、「新潟産業大学在外研究員及び国内研究員に関する規程」（資料8-4-3）は定めており、専任教員に一定期間国外又は国内の研究機関において自らの研究活動に専念する機会を与え、個人の教育・研究能力を向上させることを目的としている。しかしながら、現状の教員組織や財務状況等、本学の置かれた環境に鑑みて、当分の間この研修制度の実施を見送っている。

⑤ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

教育的配慮のもと、大学院生又は学部学生がティーチングアシスタント（TA）とし

て学部学生に対する正規授業における教育的補助業務に従事している。賃金は職員人件費（兼務職員）で会計処理している。TAの雇用等に係る規程は未整備となっている。リサーチアシスタント（RA）をはじめとする他の研究支援者は、現時点で配置しておらず規程も未整備である。

【点検・評価項目 8-5】

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程の整備 ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等） ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

（1）研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

①規程の整備

本学は、文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正活動への対応等に関するガイドライン」に対応し、「新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程」（資料8-5-1）「新潟産業大学公的研究費内部監査実施要領」（資料8-5-2）「新潟産業大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（資料8-5-3）「新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程」（資料8-5-4）「新潟産業大学における公的研究費使用および研究活動に関する行動規範」（資料8-5-5）「新潟産業大学公的研究費等の取扱いに関する不正防止計画」（資料8-5-6）などの諸規程を定め、不正防止及び研究倫理遵守に努めている。

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

コンプライアンス教育については、競争的研究費公募に申請する教員に関しては、毎年競争的研究費への申請を行う際に必ず、再度文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて」教材の通読または視聴、受講確認票の提出を行うように求めている。また、申請にあたり誓約書の提出も求めている。

事務職員には競争的資金を取扱う担当業務に就いた際に必ず「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて」教材の通読または視聴終了後に受講確認票の提出を求めている。

2021（令和3）年度は、外部講師を招いてコンプライアンスセミナーを開催し、専任教員全員と科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の事務に関わる事務職員全員が受講を完了している。当日欠席したものに関しては、セミナーの動画視聴を求め、フォローアップに努めた。その他、研究棟や講師控室などに研究不正の最新事例を掲示するなどの啓発活動も行っている。

研究倫理教育については、全専任教員および科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）に携わる職員に対しては、2020（令和）2年度まではeLCoREやセミナー形式で3年毎の研究倫理教育を行ってきた。2021（令和3）年度からは「新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程」に基づき、3年ごとの受講を義務付け、主に研究倫理教育用e-ラーニング（eAPRIN）を導入し運用することとした。

学部生に対しては、必修科目「基礎ゼミナール」で、共通のテキストを使用し、レポートや卒業論文の作成について研究倫理教育の指導を行っている。また、研究倫理教育の啓発活動の一環として、研究活動における不正行為のリーフレットを学生掲示板に掲示を行って周知を図っている。

大学院生には、2020（令和2）年度までは指導教員による研究倫理教育であったが、2021（令和3）年2月に「新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程」を制定・施行し、2021（令和3）年度からe-ラーニング受講を義務付け、eAPRINを導入し運用することとした。

③研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、学内審査機関は未整備であるが、研究倫理教育責任者に副学長、コンプライアンス推進責任者に事務局長をあて、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する統括管理責任者（学部長）のもと、不正防止とその対応にあたっている。

【点検・評価項目8-6】

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

（1）適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教育研究等環境の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第3条（自己点検・評価項目）第7号として定めている。定期的な点検・評価に関しては、本報告書の点検・評価項目2-5において記述したとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、管理運営点検評価部会が実施し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価した上で改善に結びつけている。

大学設置から30年以上が経過し、老朽化が目立つ建物本体や設備機器等において修繕や更新の必要性が急速に高まっており、上記の点検のほか、毎年の建物・設備の定期点検や日常点検は欠かさず実施し、必要となる所轄庁への届け出は遺漏なく行っている。点検の結果、判明した故障箇所や指摘事項に対しては予算措置を講じ、優先順位をつけて対応しているところである。またそれと並行し、学生を対象に毎年実施している「学生生活アンケート」における大学への要望事項や、常設の意見箱への投書にそれぞれ寄せられた教育関係施設・設備等に対する意見も参考に、副学長を部会長とする管理運営点検評価部会が中心となって、適切な教育研究等環境の整備がなされているか見直し、改善・向上のため

の検討及び予算の計上を行っている。

(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のとおり、学校法人柏専学院経営改善計画（中期的な計画）に基づく施設等整備計画は、管理運営点検評価部会の立案に沿って着実に進められている。コンピュータ実習室等のパソコンは令和元年度末、最新式に更新し昨年度から供用を開始しているが、今後も収支状況を勘案し、学生からの要望の多い空調、衛生、電気関係設備の更新をはじめとする教育環境の整備を段階的に進めていく。

【点検・評価項目 8-7】

学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備における COVID-19 への対応・対策を記述。【必須】

評価の視点	
1	教育研究等環境整備における COVID-19 への対応・対策は、学生の学習及び教員の教育研究活動の円滑な実施の観点から適切であるか。

2020（令和）2年度春学期の授業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン授業を実施、その後の新潟県内及び柏崎市内の感染状況が落ち着いてきたことにより、秋学期から対面授業を再開した。3密を回避するため教室収容定員数の削減や換気、手指消毒、検温等の感染対策を徹底し、安心安全な教育環境の保持に努めた。

延期していた入学式を本学講堂にて、9月に行った。その際、出席者を新入生と教職員に限り、上記の感染対策を厳密に行った。

また、2020（令和2）年度卒業式は、柏崎市内のより収容人数の多い会場で、入場者を卒業生と保護者1名、教職員に限ったうえ、感染対策をほどこして開催した。

2. 長所・特色

- ① 文部科学省が策定したガイドラインに沿って研究倫理、研究活動の不正防止に関する諸規程の整備を滞りなく行っている。また、不正防止に関する取り組みとして、全専任教員及び科研費等の競争的研究資金に関する業務を行う事務職員に対する定期的なコンプライアンス教育、研究倫理教育を義務付けており、100%の受講率となっている。
- ② 通信教育課程の設置に伴い、電子情報コンテンツ（電子書籍、電子ジャーナル）購読の予算を拡充しており、学外からのリモートアクセスが可能なサービスとして提供している。このサービスは蔵書と同様に自宅からの検索が可能であるため、通信制の学生だけでなく教員、通学生の教育研究にも資するものである。さらに、通信制の学生に対しては図書や複写資料の郵送サービスも行っており、通学生のオンライン授業等、不測の授業形態においても柔軟に対応することが可能な形態となっている。

3. 問題点

①施設、設備等の整備及び管理【点検・評価項目8-2 関連】

老朽化や経年劣化に伴う建物及び施設・設備の修繕と教育研究等環境の整備は、経営改善計画に基づき年次計画を策定して段階的に実施しているが、空調、衛生、電気等基本設備の大規模な更新に多額の費用がかかるため、毎年の収支を慎重に見据えた予算計上とならざるを得ず、計画の遅れが懸念される。この間、不具合箇所等の改修は優先順位の高いものから順次実施しているが、十分な環境整備が行われているとは言い難い。

②規程等の未整備項目

- ・大学としての研究に対する基本的の明示【点検・評価項目8-4 関連】
- ・研究倫理に関する学内審査機関（制度上の未整備）【点検・評価項目8-5 関連】

③研究活動を促進させるための条件の整備【点検・評価項目8-4 関連】

- ・専任教員の個人研究費は規程に基づき適切に執行されているが、本学の財務に照らし、一律の配分額は少額で十分とは言えない状況にある。
- ・研究専念期間の保障において、制度上は在外研究員及び国内研究員を設けているものの、研究専念期間中に空白となる科目担当者の手当）が困難であることや財政上の理由から長期にわたって実施を見送っており、保障が不十分となっている。

4. 全体のまとめ

① 教育研究等環境の整備において、学生の満足度を高めるキャンパスアメニティの向上が喫緊の課題となっているが、令和3年度に開設した通信教育課程の完成へ向けた図書館機能の充実は設置計画に従って進行しているほか、通信用の授業コンテンツを収録するスタジオも順調に稼働している。

② 車の両輪ともいえる研究活動の促進と研究倫理の遵守に関する取り組みは、本学独自の対応に加え、新潟大学研究企画推進部との提携による学内科研費セミナーの開催や研究倫理に関する研究会への参加等、国立大学法人のノウハウを積極的に導入した活動を活発に展開している。とくに研究用外部資金の獲得においては、学術振興会の最新情報を共有しうるセミナーの受講や、科研費申請書の個別添削指導受講が科研費獲得の実績に結びついている。

③ GIGA スクール構想による小中学校生徒への端末配備に伴い、今後は大学においても端末利用に備えた最低限の学修環境・学修支援の整備が必要となることから、今般学内にBYODプロジェクトチームを発足させた。これに必要なシステムと運用、法務面について調査研究を進め、教育研究等環境の整備を推進する。

第9章 社会連携・社会貢献

【大学基準9】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 現状説明

【点検・評価項目9-1】

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

第1章の【点検・評価項目1-1】において説明したように、本学は、その理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究活動、すなわち「地域実践教育」を通じて、その成果を地域社会において、3つの価値を実現しようとしている。その方針として、本学は、つぎのとおり「社会との連携・協力に関する方針」を定め、ホームページにおいて公表している（根拠資料2-1-1[Web]）。

社会との連携・協力に関する方針	
○	本学は「地（知）の拠点」として、教育研究の成果を社会に還元するとともに、地域の諸組織・団体等と連携し、文化の振興と地域社会の活性化に貢献する。
○	本学は長年に亘って築いてきた海外に広がるネットワークを通じて、地域社会の国際交流に協力する。

【点検・評価項目9-2】

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	学外組織との適切な連携体制
2	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
3	地域交流、国際交流事業への参加

(1) 学外組織との適切な連携体制

本学は、社会との連携協力に関する方針に基づき、地域の行政機関、他大学、民間企業、地域コミュニティー等と連携協定を締結し、「地域連携センター」及び「国際センター」を連携の窓口として適切な連携体制を整えている（資料9-2-1、資料9-2-2）。

特に、「地域連携センター」は、社会との連携協力に関する方針に基づき、「本学の教育・

研究成果を地域社会に還元し、地域とともに発展して行くために地域の諸組織・団体等と連携し、地域活性化を計画的かつ組織的に推進することを目的」として設置し、つぎの業務を担っている。

- ・地域連携及び地域貢献活動の企画立案
- ・地域連携の窓口
- ・聴講講座、公開講座、公開講演会等の企画
- ・本学の教員・学生・職員による地域貢献活動の支援
- ・地域連携及び地域貢献に関する調査・研究
- ・その他前条の目的を達成するために必要な業務

また、「国際センター」も、地域の国際交流諸団体と連携し、国際交流事業に参画している。

(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

①ゼミナールの活動

第4章【点検評価項目4-4】【学部・研究科】(1)「③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法」において説明したように、本学の特徴である地域実践教育は、本学が立地する柏崎地域を学びのフィールドとして、その課題発見・理解と解決に取り組んでいるが、この教育研究活動は、少子高齢、人口流出、消滅都市の危機に直面している、日本全国の地方に敷衍しうるものと考えている。特に、地域社会でのフィールドワークを重視する1年次・2年次必修の「地域理解ゼミナール」と3年次・4年次必修の「ゼミナール」は、地域実践教育のエンジンともいえる教育活動であり、かつ地域社会への貢献活動となっている。

この教育研究活動の成果は、学内での合同発表会において報告された後(資料9-2-3)、5つから6つのゼミナールを選び、柏崎商工会議所総合建設部会主催の「新潟工科大学・新潟産業大学学生による柏崎研究発表会」において発表している(資料9-2-4[Web]、資料9-2-5)。なお、同発表会は、2002(平成14)年度から毎年度開催されている。

②生涯学習事業による教育研究活動の推進

本学の授業科目を「聴講講座」として一般市民に開放し、聴講生として受け入れている。コロナ禍のため、2020(令和2)年度春学期においては、すべての授業をオンラインで実施したため聴講講座は実施できなかったが、秋学期は対面式授業となり61の授業科目を聴講講座として開放し、8講座に延べ12人の一般聴講生が受講した。新型コロナウイルス発生以前は、例年、年間140から160の講座を開放し、延べ60人から100人が聴講していた。主に、柏崎市および近隣市町村の住民の方々を受講し、リピーターも多く生涯学習の場を提供している。また、「新潟産業大学生涯学習友の会」を組織して会員を募り、毎年1回意見交換会を実施し生涯学習事業の展開に役立てている。

聴講講座の他、柏崎市が主催する「かしわざき市民大学」に本学教員を講師として派遣し、行政と連携した生涯学習事業を行っている。市民や地域社会の文化的活性に繋がる講座を開講している。コロナ禍前は、例年、5講座に延べ100人程度の受講者数であったところ、

2020（令和2）年度は、3講座（対面式）開講にもかかわらず、例年の2倍を超える延べ229人が受講した。コロナ禍にあって市外県外への移動を自粛した市民が、生涯学習に興味、関心を示したことが、受講者増加の一因と考えられる。

（3）地域交流、国際交流事業への参加

本学は、「学校法人柏専学院経営改善計画2019年度～2023年度」の重点実施項目として、「地域振興への参画」を掲げ、「地域行事・ボランティア活動参加者数」の目標値も設定し、管理している（資料9-2-6）。地域交流活動及び国際交流事業への参加状況の内容については、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度の学校法人柏専学院事業報告書「地域貢献・生涯学習」の項目に報告を記載している。その報告の中から、本学が主体的に実施した事例を以下に紹介する。

①地域交流活動の実施（資料9-2-7）

本学と柏崎市、新潟工科大学が協働し、それぞれの専門分野を生かしながら学生たちの活動を中心に大学の魅力づくりや情報発信、地域活性化のため「柏崎の個性・魅力づくり調査研究業務委託事業（2012（平成24）年度～2018（平成30）年度）」を受託し、市街地商店街の空き店舗活用事業「まちかど研究室」として、二大学学友会連携のイベント、ゼミ、団体によるプロジェクト、市民向け講座を柱に活動を展開した。

2018（平成30）年度は、二大学共同プロジェクトとして、「まち研スタンプラリー@商店街」、柏崎PR動画制作「みてかしわざき」、グリーンバードによる市内清掃活動、学生発表交流会を実施した。

ゼミ・団体によるプロジェクトとしては、「まちかど研究室café」、国際理解セミナーウィークに留学生が母国語や母国の食べ物などを紹介する講師を務めた。その他、まちかど研究室における市民向け講座の開設、駅前商店街にウインターイルミネーションの設置、SNSなどによる情報発信も随時実施した。2019（令和元）年度以降、柏崎市の委託事業「まちかど研究室」は終了となったが、「まちかど研究室」の名称は二大学で使用し、それぞれが更に地域連携活動を推進していくこととなった。委託事業終了後の本学独自の活動としては、柏崎駅前の産官学金交流の場「K.Vivoのコワーキングスペース」に活動拠点を移し活動を継続した。

また、同年度、「柏崎の冬を若者の力で盛り上げ隊」を企画し、「かしわざき市民活動センターまちから」において、新潟県内3大学の学生と教員を招き、ステージイベントや体験コーナー、学生制作動画の紹介、飲食ブースなどを設け、柏崎市民と大学生が交流する機会とし、柏崎の冬を盛り上げた。

2020（令和2）年度はコロナ禍の為スタンプラリーは中止としたが、その代替として、小学校での「柏崎の魅力に関する発表会」やSDG'sの考え方を取り入れた「理想のまちづくり」発表会を開催した。

②国際交流事業への参加

本学には留学生が多く在籍し、柏崎市内の小中学校・中学校などの国際理解のための総合学習授業や柏崎地域国際化協会、コミュニティーセンターなどのイベントに留学生を派遣し、

留学生の母国の文化や言語を紹介する中で生徒との交流を図り、相互の国際理解に繋げている（資料 9-2-8）。

また、新潟県国際交流協会の交流委員に本学留学生が応募し、審査を経て新潟県内の国際交流事業に参加した）。

【通信教育課程】

- (1) 学外組織との適切な連携体制
- (2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- (3) 地域交流、国際交流事業の推進

通信教育課程に学ぶ学生の多様なニーズに応えるために本学が展開する「新しい学びのかたち」は、学外組織等との連携を重視し、その協力関係の中で実現が可能となるものも多い。

学生募集にかかる連携の例としては、プロサッカー選手に対する大学教育の機会の提供に関するJリーグ機構との協力関係をはじめ、元プロ野球選手のセカンドキャリア構築にかかる日本プロ野球選手会との提携、自治体等における高卒職員の大卒資格取得支援の取組等を行っている。

また、株式会社アスノオトと連携した「さとまなプログラム（地域留学）」、タイガーモブ株式会社等と連携した「海外インターンシッププログラム」、株式会社コナミデジタルエンタテインメントと連携した「eスポーツプログラム」等、本課程のコンセプトである「・・・しながら学ぶ」を具現化した民間企業連携プログラムを提供するとともに、資格の取得講座等の開講において、社会で必要とされるスキルの獲得を目的とした民間企業のノウハウを積極的に採用している。

また、社会の幅広い層に本学の教育資源を提供するため、科目等履修生制度を整備する。

何時でも何処でも受講が可能な通信教育の特性・特長を生かして、資格取得等の目標を持ちながら通学することが難しい社会人層や、生涯学習の視点から、加齢等の理由により通学困難な状況にあるシニア層等からの需要を喚起することを社会貢献の一環と捉え、これらにかかる科目等履修生を受け入れる制度を整備し、年度内 32 単位まで受講可能とする。

また、ICT の活用が、本学教育研究活動の発展に寄与するものと位置づけ、その方策について常に情報収集に努め、方針に基づく社会連携・社会貢献に還元する。

【点検・評価項目 9-3】

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価に関しては、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」第 3 条（自己点検・評価の項目）第 8 号として定めている。定期的な点検・評

価に関しては、本報告書の【点検・評価項目 2-5】において記述したとおり、3年周期の全学自己点検・評価において、地域連携点検評価部会が実施し、その報告に基づいて、全学自己点検・評価委員会が総括評価した上で、改善活動に結びつけている。

点検・評価の適切な根拠（資料・情報）としては、「学校法人柏専学院経営改善計画 2019年度～2023年度」の実施管理表に設定した「地域理解・地域課題への取組件数」「地域行事・ボランティア活動参加者数」「就職率」の指標や「地域連携活動の実施事例」等の情報を基に実施している。

【点検・評価項目 9-4】

社会連携・社会貢献において、COVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記述。【任意】

評価の視点	
1	社会連携・社会貢献において講じたCOVID-19 への対応・対策は、知識・技術等の還元の観点から適切であるか。

2020（令和2）年度春学期は、授業も全てオンラインで実施し、学内への入構も制限された。従って、ゼミナールの授業も基本オンラインで、学外に出かけてのフィールドワークもほとんど中止せざるを得なかった。

そのような中、一部のゼミナールは、これまでの活動を継続させたいとの思いから、学内組織である新型コロナウイルス感染症対策委員会に活動許可申請書を提出し許可を得て、担当教員の指導の下、感染症対策を講じながら学内の広い教室を利用しゼミナール活動を実施した。

同年度秋学期は、対面式となったため授業は普段通り実施できたが、軒並みイベントは中止となり、フィールドワークも先方の了承が得られたところのみ出かけたため、例年通りの教育活動の推進は図れなかった。

2. 長所・特色

前述のとおり、本学の生涯学習事業では柏崎市民等の認知もあり、受講者も増加する中で一定の評価を得ていると言える。

ゼミナールにおける地域連携・地域貢献活動においても、1・2年次の地域理解ゼミナールからフィールドワークを通じて地域を知ることから始まり、3・4年次の地域活性ゼミナールでは、担当教員が「地域連携・地域貢献」の課題を示し、幅広い角度からより具体的に地域を見つめ意識しながら、地域の課題解決に向けた取組みを、ゼミナール毎に実践している。

この活動の中で、経済経営学科地域振興分野のゼミナールを中心に展開している「地域通貨（風輪通貨）」は、特色ある取り組みといえる。本学に隣接する「夢の森公園」の土地を借りて稲作を実施し、生産した米を「米本位制通貨」を原資とし、ボランティア活動を行った学生に地域通貨「風輪通貨」を交付し、柏崎市内の提携商店での購買に繋げている。また、この活動は、地域連携センターの広報誌「ローカレッジ」（資料9-2-7）を通じ

て、広く市民に紹介している。

【通信教育課程】

オンライン・オンデマンドによる映像配信を活用した通信教育は、大学進学希望者の一定数が抱える諸問題（時間、距離、経済的な制約等）に対し有効な解決策である。

また同様に、他者と非接触の環境を確保しつつ何時でも何処でも受講が可能な通信教育の特性・特長は、COVID-19 対策の観点においても有益制・有効性が認められる。

即ち、感染症蔓延の防止や、自宅待機期間における学修機会の制限の緩和、体調を考慮した受講スタイルが可能である点等が利点として挙げられ、それらは学びにおける新たな価値観として認識されることが期待できる。

本学として「新しい生活様式」の在り方を検討するにあたり、本課程において教育環境の改善を進め質の向上を図ることは、キャリア支援やリカレント教育、生涯学習の場等での活用への発展が見込まれ、その知識・技術等の還元は有益な社会貢献になり得ると考えている。

3. 問題点

特になし。

4. 全体のまとめ

本学は、「地域に学び、地域をおこす」をスローガンに「地域実践教育」を推進している。そして、教職員が一丸となって学生とともに、地域に根差した知の拠点を目指し、これまでも地域連携活動に取り組んできた。

しかしながら、一定の成果を挙げても成果物として目に見える形に表わせない面もあるため、今まで以上に情報発信に力を入れ、大学ホームページ掲載はもとより、新聞マスコミ等にも、地域連携活動およびその成果について積極的にリリースしている。

また、学内の地域連携活動や本学専任教員が日頃どのような研究を行い、地域連携・地域貢献に資する活動を行っているのかということ、学外に広く情報発信するツールとして「地域連携シーズ集」を制作し、自治体、高校、企業などに配布し、本学の地域連携活動を知ってもらおうと同時に、積極的に外部ニーズとのマッチングを図ることを目指している。

第10章 大学運営・財務

【大学基準10】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

第1節 大学運営

1. 現状説明

【点検・評価項目10-(1)-1】

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
2	学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の理念・目的、本学が目指す将来像を見据えた「学校法人柏専学院経営改善計画2019～2023年度（5ヶ年）」を実現するために必要な大学運営に関する方針として、つぎのとおり「管理運営方針」を定め、ホームページに公表している（資料2-1-1[Web]）。

本学の教学マネジメントに関する各種方針の策定は、学長・副学長等会議が、その所管事項としている（資料2-2-1 第2条の2第1号）。「管理運営方針」も、学長・副学長等会議において策定し、学長が決定している。

管理運営方針

本学は、その理念・目的を実現するために、計画的かつ透明性のある管理運営に努め、社会に対する説明責任を果たしながら、法人組織との連携のもとに、学長の大学の管理運営と教学ガバナンスを強化し、経営改革と教学改革を一体的に推し進める。

また、学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知は、全教職員集会を年間、1回から2回開催し、理事長、学長、事務局長が「学校法人柏専学院経営改善計画2019～2023年度（5ヶ年）」の進捗状況及び大学運営方針を説明し周知を図っている。

【点検・評価項目10-(1)-2】

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な大学運営のための組織の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応
2	適切な危機管理対策の実施

（1）学長の選任方法と権限の明示

学長の専任方法は、「学校法人柏専学院新潟産業大学学長選考規程」（資料10-(1)-2-1）及び「新潟産業大学学長候補者推薦投票規程」（資料10-(1)-2-2）に定めており、学長の選考は、学長候補者推薦投票に基づいて投票結果上位2名の者を理事会が選考し、理事長が任命することとしている。

学長の権限については、学長が大学の校務全般にわたり最終決定権を有すること、教職員を統督すること、大学を代表することを「学校法人柏専学院運営組織規程」（資料10-(1)-2-3）に明記するとともに、学内の諸規程においても、学長が最終意思決定権者であることを明示し整備している。

（2）役職者の選任方法と権限の明示

学部の業務を統括する学部長、研究科の業務を統括する研究科長の権限は、「学校法人柏専学院運営組織規程」に定めている。学部長及び研究科長の選考は、それぞれ、経済学部教授会及び経済学研究科委員会において実施する候補者推薦投票により選出された候補者を学長が選考し、適任者を理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が任命する。この選任方法については、それぞれ「新潟産業大学経済学部長選考規程」（資料10-(1)-2-4）及び「新潟産業大学大学院研究科長選考規程」に定めている（資料10-(1)-2-5）。

学長を補佐する副学長は、教授のうちから学長が指名し、学長の特命事項を処理する学長補佐は、学長が指名する。このことは、「学校法人柏専学院運営組織規程」に定めている。

（3）学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備・教授会の役割の明確化・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

上記の「（1）学長の選任方法と権限の明示」において記述したように、「学校法人柏専学院運営組織規程」に「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する。」と規定し（資料10-(1)-2-3 第16条）、大学の校務について最終決定権を有していることを明示している。また、学長が大学校務の最終的な意思決定を行うことを諸規程に整備することにより、学長がリーダーシップを発揮できるようにしてい

る。さらに、大学運営に関する重要事項を協議し、学長の意思決定に資することを目的として「学長・副学長等会議」を設置している（資料2-2-1）。

教授会の役割は、「新潟産業大学学則」（資料1-1-3 [Web]）第47条第2項に「経済学部教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定するにあたり、意見を述べることとする。」、同条第3項に「経済学部教授会は、学長及び経済学部長等がかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び経済学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と明確に定めている。また、教授会の審議事項についても、「新潟産業大学経済学部教授会規程」（資料10-(1)-1-6 第4条）に明記している。

（4）教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

学校法人柏専学院の業務を決する権限は理事会にあり、大学の校務をつかさどる学長を選任する権限も理事会にあり、理事長が学長を任命する（資料10-(1)-2-1）。理事会が選考し理事長により任命された学長は、学校法人柏専学院寄附行為第6条第1号の理事として選任される（資料10-(1)-2-7[Web]）。

法人本部には、大学、附属高等学校、法人本部に常勤する理事をもって構成する常勤理事会を設けて、毎月開催している。常勤理事会の職務のうちには、「学内において当面する諸問題の調整及び指示」「大学及び高等学校の運営に関する諸事項及び常勤理事から議題とされた案件の協議」があり、理事会が選任した学長及び学長が統督する教学組織（大学）を支援する体制を整備している（資料10-(1)-2-3 第10条、第11条）。

（5）学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見を取り入れるために、学生委員会が「学生生活アンケート」（資料7-3-4）を毎年1回実施、その結果が教授会を通して学長に報告され適宜対応している。また、随時直接に学生が意見を投稿できるように、学生ロビーに「意見箱」を設置し、その意見の内容と大学としての対応を、学生課掲示板及び教職員学内ネットワークに掲載している。

教員の意見については、所属する各種委員会及び学科会議や通信教育課程会議において表明できる。また、立案し、学部長を通じて教授会に提案することができる。

事務職員の意見については、所属部署内の協議を経た後、各課長・各室長を通じて、大学事務局長が毎月主催する「事務局会議」にあげることができる。

（6）適切な危機管理対策の実施

本学の危機管理対策の体制構築、対策立案、実施等を指示、命令、決定する統括責任者は学長である。

本学では「学校法人柏専学院防災管理規程」にもとづいて、学長を本部長とする自衛消防隊を組織している。2007（平成19）年7月16日に発生した「中越沖地震（震度6強・局地激甚災害）」においても、この自衛消防隊が機能した。学生寮1棟及び国際交流会館1棟を消失し、校舎・施設設備にも甚大な被害があった大地震だったが、学生及び教職員の人的被害はなく、全学あげての復旧作業により、同年10月1日には学事日程どおり秋学期授業を開始することができた。この体験を忘れないために、毎年内容を変えながら防

災訓練（通報・避難誘導・消火）を実施している。

新型コロナウイルスの感染防止対策に関しても、学長指示の下、副学長を委員長、学生委員長及び教務委員長を副委員長、事務局長等を委員として構成する「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を設置し、学内外感染防止対策、学事日程の変更、授業方法の変更、課外活動の中断・制限、ワクチンの大学拠点接種等の検討・周知・実施にあたっている。

本学は、地震や火災等の防災及び重篤な感染症等、個別の危機に対して、都度対策を講じてきた。しかし、予測的、予防的な観点に立った、危機管理体制の構築並びに「危機管理規程」等の制定及び周知・公表が遅れている。

【点検・評価項目10-(1)-3】

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・ 内部統制等 ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学院予算プロセスは、「学校法人柏専学院経理規程」（資料10-(1)-3-1）及び「学校法人柏専学院文書規程」（資料10-(1)-3-2）並びに学校法人会計基準に従い実施運用している。

予算編成については、理事長による予算編成方針が周知され、それに基づき各部署から予算要求が上げられる。財政上の諸課題や実績対比等の検討を通じ、法人事務局長が常勤理事者の合意を得て作成した予算原案について、理事会審議を経て評議員会へ諮問し、その結果を踏まえて最終的に例年3月の理事会で決定している。

予算執行については、「学校法人柏専学院経理規程」及び「学校法人柏専学院文書規程」並びに学校法人会計基準に則っており執行プロセスは明確である。また、執行額の程度により、上位決裁者までの決裁を要する「予算執行専決区分表」を定めるなど、不正回避のための内部統制を図っている。

また、予算執行の状況については、理事会直下に組織している経営改革推進室や常勤理事会において、月次試算表、資金収支月報等により確認検証し効果を分析のうえ、改善を行っている。

【点検・評価項目10-(1)-4】

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、「学校法人柏専学院運営組織規程」に定めており、大学事務局は、総務課、教務課、学生課、就職課、入試課、地域連携センター事務室、学長室、通信教育部事務室により構成し、総務課に附属図書館・附属研究所事務室を、学生課に国際センター事務室を置いている。なお、この組織体制については、学生サービスの向上や業務の効率化に向け、定期的に見直しを図っている。

また、事務職員個々の事務分掌は、「学校法人柏専学院事務分掌規程」（資料10-(1)-4-1）に定めおり、人員配置については、人事考課を踏まえ職員の適性と資質による適材適所及び能力の観点で配置している。

現在の職員の採用計画については、理事会決定された本学院「中期的な計画」の中の人事計画に基づき各年度の採用計画を立案し行っており、また、個々の採用決定については「学校法人柏専学院運営組織規程」の第4条に人事の原則とし規定しているとおり理事会の議を経て理事長により任命される。

職員の昇格については、職位ごとに必要な経験年数等の基準を規定しており、原則これに基づき行っている他、毎年的人事考課を加味し立案し、人事の原則に則り決定する。なお、人事考課については「新潟産業大学事務職員人事考課規程」（資料10-(1)-4-2）に基づき、毎年10月にこれを実施し、人事施策の参考情報資料としている。

また、事務組織が教育研究組織と連携協働し大学運営にあたるために、教育研究組織である教育に関する各種委員会等（教務委員会、学生委員会等）の会議体には、大学事務局の各課、各室の長が構成員等として加わりそれぞれの事務局を務め協働体制をとっている。

【点検・評価項目10-(1)-5】

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、従来から専任の事務職員を中心としたSD研修を実施しており、その内容は、学内に講師を招き開催する学内研修会のほか、外部研修会への参加についてもSD活動に位置付け重要施策として取り組んでいる。

また、SDが義務化されその対象が事務職員だけではなく教員も含まれるとの考え方にに基づき本学においても事務職員のみならず、教員もSD研修会に全員参加を義務付け、学長が教員及び事務職員を招集し大学運営に必要な資質の向上を図っている。また、本学では、教員を対象とするFD研修会の一部へも事務職員参加可能としており、協働した研修推進体制をとっている。

【点検・評価項目10-(1)-6】

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を

もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	監査プロセスの適切性
3	点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、認証評価に基づく自己点検・自己評価について、「新潟産業大学自己点検・評価に関する規程」を定めこれを行っているほか、「中期的な計画」の進捗確認を行う際においても、大学運営の点検及び自己評価を行っている。

監査については、本学院では、監事及び会計監査人による監査のほか、「学校法人柏専学院内部監査規程」に基づく内部監査体制を整えており、三者連携した監査体制となっている。監事は、学校法人の財産状況及び業務状況の監査のほか、理事の業務執行状況の確認や、大学の教学に関する内容を含めた大学運営全体を監査する。また、監事は理事会、評議員会にも出席し、会議運営や議論の状況、及び決議までの流れ等についても監査する。

会計監査人からの指摘に対しては、経理責任者である常務理事及び事務局担当職員により対応し改善等が図られ、内部監査室からの監査報告については規定により理事長に提出される「内部監査報告書」に基づき必要な改善が図られている。また、これらの情報は監事に共有され、最終的には監事からの「監査報告書」として集積され理事長に提出され、必要な改善がなされている。

このように本学監査は、監事、会計監査人、内部監査室の三者により適切に監査されており、また、三者の情報共有や意見交換の機会も年に1～2回程度設けられており、連携を図り、その監査プロセスも適切であると判断する。

【点検・評価項目 10-(1)-7】

大学運営、SD等において、COVID-19 への対応・対策を行っている場合は、その内容を記述。【任意】

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学運営、SD等において講じた COVID-19 への対応・対策は、教職員の大学運営に関する資質向上の観点から適切であるか。）

新型コロナウイルス感染症対策委員会を設置し、「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに「対策」を定め、教授会をはじめ大学運営に係る各種委員会活動の会議開催及びSD活動実施における環境整備、キャンパス閉鎖の要件、教職員の出勤停止の要件等に関して、大学ホームページ掲載等により教職員に周知徹底を図った。

2. 長所・特色

大学運営については、学長リーダーシップのもと各種案件について決定されている。また、

本学においては、副学長、学長補佐及び大学事務局長を構成員とする「学長・副学長等会議」が学長判断のサポート機能として組織され、その役割を果たしている。「学長・副学長等会議」は月1回の定例開催に加え、必要により学長が臨時招集し諮問し、それに応え協議している。また、本学院運営管理部門の責任者である理事長はじめ、学内理事、常務理事も学長・副学長等会議に出席しており、様々な案件について迅速な意思決定を可能としている。

3. 問題点

- ① 現在の課題として、2021（令和3）年度に開設した通信教育課程の運用について、各種案件の業務プロセスが確立していない状況があり、効率化と付加価値向上の観点からも、一つひとつ整えていく必要がある。
- ② 危機管理に関する体制及び規程の整備が必要である。

4. 全体のまとめ

大学の将来を見据え、現在の大学運営体制のもと、まずは「中期的な計画（経営改善計画）」の目標達成に向け取り組まなければならない、そのためには、現行の大学運営体制についても、学長リーダーシップのもと、必要により日々改善を図っていく。

また、運営組織体制とともに、大学運営にとって必要な要素である個々の教職員の資質向上についてもその育成体制が重要であり、教職員全員を対象とするSD研修会の機会等、様々な取り組みを拡充していき、大学全体の組織力を向上させる。

また、これらの取り組み状況に対して、監事を中心とした監査体制により抽出される意見について、改善に繋げることも肝要であると考えている。

第2節 財務

1. 現状説明

【点検・評価項目10-(2)-1】

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
2	当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学を設置する学校法人柏専学院は、現在、2019（令和元）年度～2023（令和5）年度までの5年間の中期計画「学校法人柏専学院経営改善計画」（資料1-3-1）を策定し、これに基づき計画目標達成に向け取り組んでいるところである。

この中期計画では、計画書『本文』のほか『概要』、『実施管理表』、『財務計画表』を作成している。これにより目標達成に向け具体的に何を行うのかを全教職員に分かり易く示し、全員当事者であることを認識するよう心掛け取り組んでいる。特に、財務計画については、5年間の収支の推移について毎年度の予測をシミュレーションで示し、最終的な目標を経常収支差額という数値として定めたことにより、明確な目標設定となっている。目標達成のためには、教育内容の改善、学生支援の充実、または学生募集への取り組み等、全体に渡る教職員の資質向上が必須であり、また全員の当事者意識が不可欠である。長期的に安定した財政的基盤を擁立するためには、安定的な入学者の確保が必要であり、本学においてはそれが喫緊の課題と認識している。

財務関係比率については、特に、「人件費比率」「経常収支差額比率」を重要な指標に捉えており、全国平均に近付けるよう取り組んでいるところである。（必須資料及び大学基礎データ）

【点検・評価項目10-(2)-2】

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点（通信教育課程含む。）	
1	大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
2	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
3	外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

現在の本学の財務状況については、将来を見据えた長期の計画を立案するうえで十分な財政基盤があるとは言えない。長期的に安定した財政的基盤を擁立するためには、安定的な入学者確保を実現しなければならない。そのためには、2019（令和元）年度～2023（令和5）年度までの5年間の中期計画における入学者確保の目標達成が必須である。

また、本学は、将来を見据えた計画の実現に向けて、2021（令和3）年度に経済学部経済

経営学科に通信教育課程を開設した。新たな学びのニーズに応える多様な学びを提供し、多様な学生に望まれる大学づくりに努めている。

外部資金の獲得については、文部科学省科学研究費補助金の獲得や、各種受託研究事業等の獲得に向け、教員に対する科研費申請セミナーを開催する等、取り組んでいるところである。

また、業務提携を強化している株式会社ウィザスから大口寄付金を受けることができている。

2. 長所・特色

本法人の「学校法人柏専学院経営改善計画」については、教職員全体集会を重ね学内周知を図っていることから、改善計画に対する教職員の認識が深まっており、様々な協力を得られる学内状況となっている。教育研究機関である大学が、円滑な運営を行うためには、教職員の共通認識と協働が不可欠であり、目標意識が共有されつつある現在の状況は、本計画実現に寄与する望ましい状況であると考えられる。このような状況の中、教職員全体で学生確保に努め安定的な収入増を実現するとともに経費節減を行っていく。

3. 問題点

経常収支差額のマイナスの額は縮小傾向にあるものの、いまだマイナスが継続しており、「学校法人柏専学院経営改善計画」の目標である「経常収支差額の黒字化」を実現しなければならない。

4. 全体のまとめ

現在、本学院は2019（令和元）年度～2023（令和5）年度までの5ヵ年間の「中期的な計画（経営改善計画）」を策定し、その目標達成に取り組んでいる。この経営改善計画の内容は、教学改革、学生募集対策、外部資金等の獲得、人事政策等、多岐の項目にわたるが、これらの改革を推進し実現させることで大学の一層の魅力化を図り、定員を充足させ財務改善することにより安定した財政基盤を整え、均衡した収支バランスの中で効果的な予算配分を行い、改善サイクルを回し持続的発展に取り組まなければならない。

令和元年度からの計画推進について、現時点の学部入学定員の充足状況を見ると、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で入学定員を充足出来なかったが、令和元年度、令和2年度と入学定員を充足させることができている。改善計画の推進効果は収入増として表れている。支出についても、奨学金の削減や人事政策等による経費削減を継続し支出減に取り組む。本法人には外部負債が無く、厳しい財政状況が続く中でも無借金経営を本学の財務運営方針の根幹とする姿勢を堅持できていることも、経営改善計画を成功させるプラスの要因であると考えられる。今後も一層の財務改善に取り組んでいく。

改善活動に向けて

本学は、「内部質保証に関する方針」に、「4. 自己点検評価の実質化」として、「自己点検・評価の結果及び第三者評価の提言、指摘事項等は、改善状況を点検し、本学の教育研究及び社会貢献に関する諸活動の質の向上に結びつける。」と明記している。

自己点検・評価の結果は、今後の改善活動へとつなげ、抽出した問題点を改善するとともに、長所の伸長も図り、質の保証、質の向上に結びつけてゆく。

次回の全学的な自己点検・評価は2023（令和5）年度に実施するが、こうした内部質保証の諸活動を、2024（令和6）年度に受審する第三者評価機関による大学（認証）評価に役立てたい。

2022（令和4）年3月

新潟産業大学 全学自己点検・評価委員会